

2023年12月26日

刑法読書会 年末例会

報告

## 死刑執行に関する情報開示の変遷

永田 憲史

(関西大学法学部教授)

レジュメ 1～36ページ

資料 1～24ページ

## 死刑執行に関する情報開示の変遷

関西大学法学部教授 永田憲史

<https://penology.jimdofree.com/>

### 〔構成〕

レジュメ 1～36ページ

資料 1～24ページ

### Abstract

#### 【問題意識】

判例上、死刑は合憲とされ、絞首刑も合憲とされている。最大判昭23年3月12日刑集2巻3号191頁は、「執行の方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬ」とする。「残虐な刑罰」に当たるか否かの判断は、「その時代と環境とにおいて」、桑田碧海の如く変わりうるものであるから、絞首刑の執行の実態を常に把握し、不断の検証を行う必要があるはずである。しかし、今日、絞首刑の執行の実態は、密行主義の厚いベールによって隠されている。本来、その正当性に疑問が呈され続けている死刑制度を維持するためには、死刑についての情報を詳らかにすることがその正当性を維持し、さらに高めることにつながるはずである。

#### 【研究の対象及び方法】

明治以降の新聞記事において、どのような情報がどの程度開示されていたのかについて調査し、分析する。

#### 【研究の新規性】

先行研究（中川弁護士ほか編7-30頁）においては、明治時代の新聞記事が網羅的に調査されたものの、大正時代以降の新聞記事については対象とされていなかった。本研究においては、大正時代・昭和時代の新聞記事も調査することにより、執行の様子を伝える記事が第二次世界大戦前まで多数存在し、同大戦後にも一部存在することを把握することができた。

#### 【研究の成果】

明治時代には刑場に入って執行を参観することが新聞記者に許可されており、執行の様子が報道されていた。また、かかる許可がなされなくなった後も、その報道を制約しようとする動きがあったものの、執行の様子は報道され続けていた。さらに、メディアによる刑場の取材が全く認められてこなかったわけではなかった。明治以来、執行に関する情報は、非開示が常態であったわけではなく、開示と非開示の間で一往一来を繰り返してきた。そして、開示された際には、メディアによる取材及び報道によって具体的で詳細な情報が提供されていた。

#### 【結論】

情報の開示によって、執行、そして死刑制度の正当性を維持し、さらに高めることができるから、今後も死刑制度を維持していくためには、執行に関する情報をできる限り多く開示しなければならない。

## 第1 問題意識

日本の絞首刑は、憲法36条が禁止する「残虐な刑罰」に当たるか？

執行が被執行者にとって不必要な精神的、肉体的苦痛を伴っていないかを判断するために必要な情報を入手し、執行の実態を把握する必要

本来、その正当性に疑問が呈され続けている死刑制度を維持するためには、死刑についての情報を詳らかにすることがその正当性を維持し、さらに高めることにつながるはず

↓↓↓

執行に関する情報開示の変遷<sup>1</sup>について、明治時代に遡って、メディアの報道に着目して紹介し、執行の実態の把握に向けた一助とする

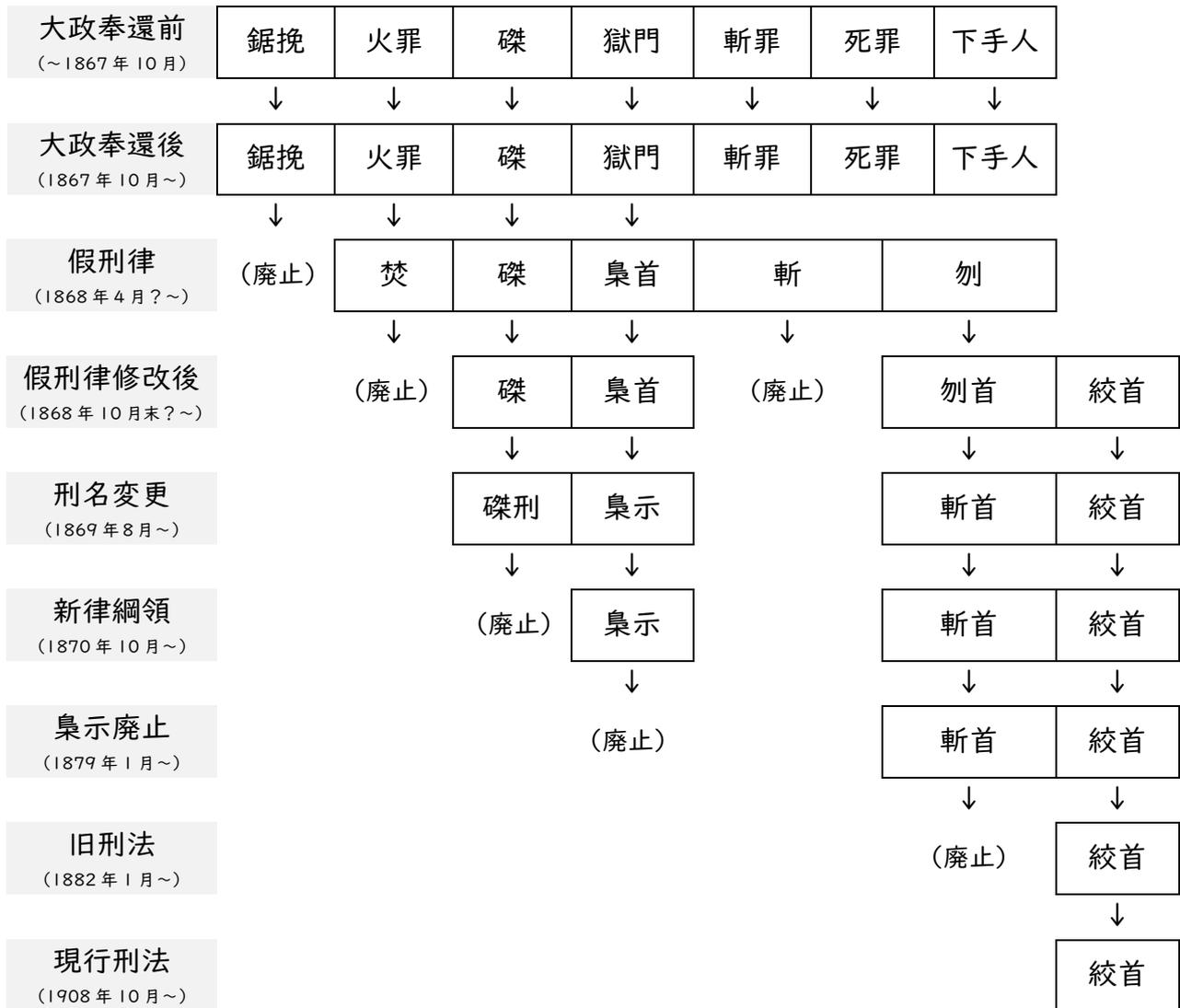
---

<sup>1</sup> 先行研究として、布施①、布施②、布施③。

## 第2 執行方法の変遷

### 1 主な執行方法の変遷

明治政府は執行方法の新規採用、名称変更及び廃止を次々に行った<sup>2</sup>



主な死刑執行方法の変遷

<sup>2</sup> 詳しくは、永田①5-35頁。

## 2 執行方法別の宣告数・執行数

執行方法別の死刑宣告数（明治6年～同10年）<sup>3</sup>

	梟示		斬首		絞首		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治6年（1873年）	34（4%）		709（74%）		218（23%）		961	
	33	1	690	19	217	1	940	21
明治7年（1874年）	14（2%）		601（83%）		113（16%）		728	
	13	1	585	16	109	4	707	21
明治8年（1875年）	13（3%）		371（82%）		68（15%）		452	
	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA	NA
明治9年（1876年）	7（2%）		341（90%）		30（8%）		378	
	4	3	334	7	28	2	366	12
明治10年（1877年）	10（7%）		101（75%）		24（18%）		135	
	9	1	97	4	21	3	127	8

執行方法別の死刑執行数（明治10年～同20年）<sup>4</sup>

	梟示		斬首		絞首		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治10年（1877年）	10（7%）		101（75%）		24（18%）		135	
	9	1	97	4	21	3	127	8
明治11年（1878年）	18（11%）		131（78%）		20（12%）		169	
	15	3	124	7	18	2	157	12
明治12年（1879年）			135（88%）		19（12%）		154	
			121	14	16	3	137	17
明治13年（1880年）			119（95%）		6（5%）		125	
			111	8	6	0	117	8
明治14年（1881年）			93（97%）		3（3%）		96	
			86	7	3	0	89	7
明治15年（1882年）					70（100%）		70	
					NA	NA	NA	NA
明治16年（1883年）					72（100%）		72	
					62	10	62	10
明治17年（1884年）					99（100%）		99	
					97	2	97	2
明治18年（1885年）					125（100%）		125	
					117	8	117	8
明治19年（1886年）					159（100%）		159	
					149	10	149	10
明治20年（1887年）					98（100%）		98	
					93	5	93	5

絞首は、旧刑法施行前に斬首に取って代わりつつあったわけではない  
むしろ、執行に占める絞首の割合は漸減していた

<sup>3</sup> 明治6年及び同7年については手塚301-302頁がまとめたものに、同8年については司法省編①17丁オ-17丁ウに、同8年及び同9年については司法省編②第三編刑事綜計要旨2-3頁に、同9年及び同10年については司法省編③第三編刑事綜計表要旨2-3頁に、同10年については司法省編④31丁ウ-33丁オにそれぞれ依拠した。割合については小数第1位を四捨五入したため、その合計が100%を超える場合がある。いずれも、国事犯に対する死刑宣告を除く（明治9年13名〔司法省編②第三編刑事綜計要旨40-41頁〕、同10年25名〔司法省編③第三編刑事綜計表要旨59頁〕）。大審院の批可を待たずして死亡し、死後に刑名を宣告された者は、明治8年に44人、同9年9人であった（司法省編②第三編刑事綜計要旨36頁）。

<sup>4</sup> 検察月報9-11頁。

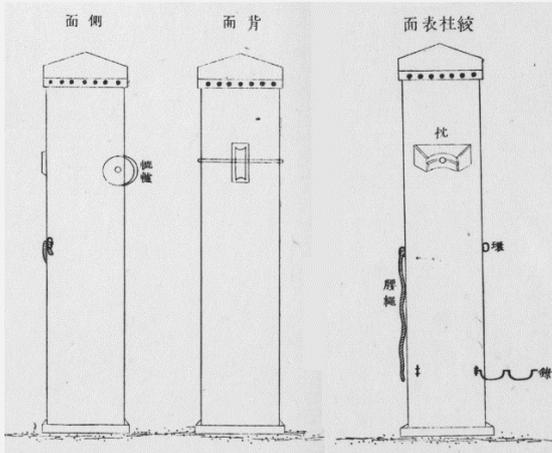
### 3 絞首刑の執行方法の変遷

假刑律（修改後）には執行方法の規定なし

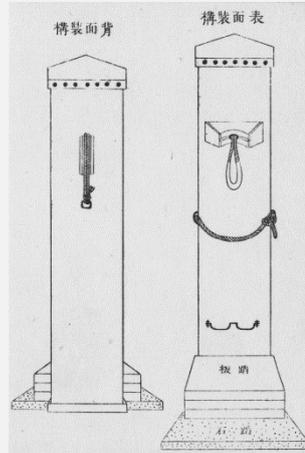
新律綱領（明治3年太政官布告944号）

首巻 獄具圖

絞柱表面、背面、側面



表面装構、背面装構



凡絞柱ハ、<sup>ケヤキ</sup>櫟木ヲ以テ之ヲ爲ル。方一尺。長サ一丈。地ニ入ルヽ二尺。地ヲ出ルヽ八尺。<sup>かないた</sup>銅板ニテ柱頭ヲ冒<sup>オホヒ</sup>覆シ。表面。下ヨリ上ホルヽ六尺ニシテ。木枕ヲ施シ。其中ニ穴シ。柱ノ穴ニ當ル處。

<sup>ホソナカキアナ</sup>橢<sup>サフ</sup>竅ヲ鑿シテ。背ニ通シ。内ニ轆轤ヲ設ケ。絞繩ヲ懸送スルニ擬シ。腰ニ當ル處。左右側面ニ。鐵環ヲ施シ。腰繩ヲ収スルニ擬ス。表面。其下ニ鐵鐐ヲ設ケ。足ヲ<sup>シメル</sup>収スルニ擬ス。

凡絞繩ハ。麻ヲ以テ之ヲ爲ル。長サ六尺。<sup>ノドノシタ</sup>項下ニ當ル處凡八寸。白布ニテ之ヲ包ミ。白韋ニテ。其外ヲ装裏シテ。左右ヨリ隻合シ。端尾ニ。鐵環ヲ施シ。懸<sup>オモリ</sup>錘ヲ鈎スルニ擬ス。

凡懸錘ハ。鐵ヲ以テ之ヲ鑄ル。大ナル者ハ。鐵鎖ヲ合セテ。重サ十三貫。小ナル者ハ。重サ七貫。並ニ鎖頭ニ鈎ヲ施シ。以テ絞繩ノ環ニ懸クルニ擬ス。

凡踏石ハ。長サ二尺。博サ一尺五寸。厚サ三寸。

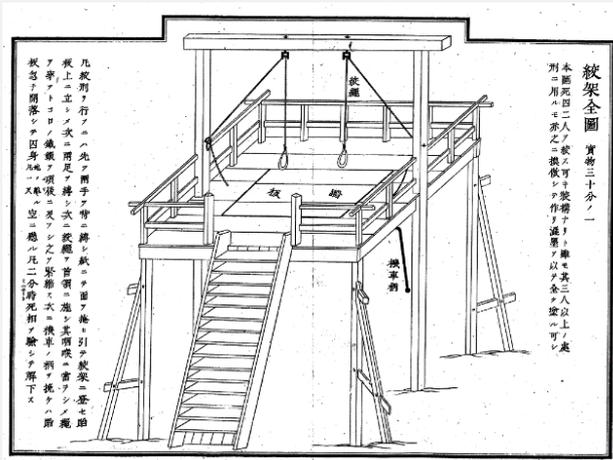
凡踏板ハ。櫟木ヲ以テ之ヲ爲ル。長サ一尺六寸。博サ一尺。厚サ三寸。四板ヲ具ヘ。囚ノ長短ニ隨ヒ<sup>ハソツ</sup>添捨ス。

凡囚ヲ絞スル。兩手ヲ背ニ縛リ。紙ニテ面ヲ冒ヒ。率テ絞場ニ就キ。先ツ。柱前ニ踏石踏板ヲ疊子。

囚ヲ柱ニ寄せ。<sup>エリ</sup>項後ヲ枕ニ當テ。板上ニ立シメ。次ニ。腰繩ヲ結ヒ。次ニ。足ニ鐐ヲ収シ。次ニ。絞繩ヲ項下ニ施シ。次ニ。大懸錘ヲ繩環ニ鈎シ。次ニ。踏板ヲ捨テ。次ニ。小懸錘ヲ鈎シ。<sup>チュウニカクル</sup>懸空<sup>ミニユード</sup>凡三分時。死相ヲ<sup>トキオロス</sup>驗シテ。解下ス。

絞罪器械改正 (明治6年太政官布告第65號)

絞罪器械圖式 絞架全圖



絞架全圖 實物三十分ノ一

本圖死囚二人ヲ絞ス可キ装構ナリト雖モ其三人以上ノ處刑ニ用ルモ亦之ニ模倣シテ作り澁墨ヲ以テ全ク塗ル可シ

凡絞刑ヲ行フニハ先ツ両手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ次ニ兩足ヲ縛シ次ニ絞繩ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ當ラシメ繩ヲ穿ツトコロノ鉄環ヲ頂後ニ及フシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離ル凡一尺空ニ懸ル凡ニ<sup>ミニユート</sup>分時 死相ヲ驗シテ解下ス

#### 4 判例・裁判例

最大判昭23年3月12日刑集2巻3号191頁

刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちに同条〔憲法36条〕にいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。ただ死刑といえども、他の刑罰の場合におけると同様に、その執行の方法等がその時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有するものと認められる場合には、勿論これを残虐な刑罰といわねばならぬから、将来若し死刑について火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第36條に違反するものというべきである。

→死刑は合憲

最大判昭23年6月23日刑集2巻7号777頁

「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉體的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味する……

←「残虐な刑罰」に当たるか否かの判断は、「その時代と環境とにおいて」、桑田碧海の如く変わりうるはず

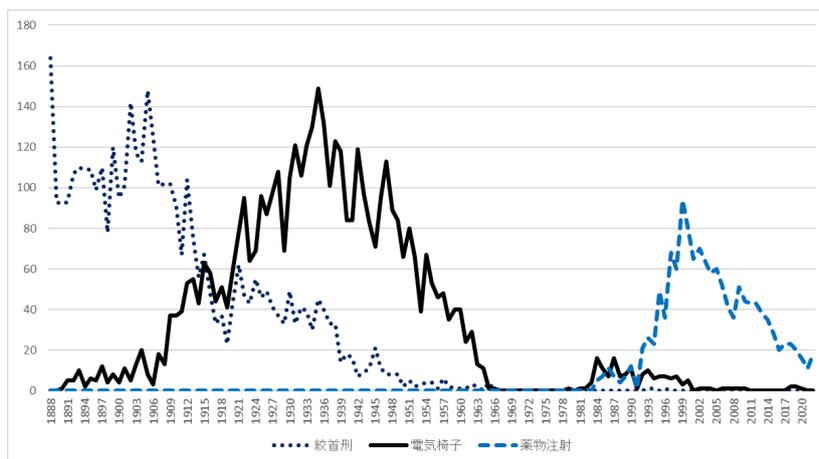
最大判昭30年4月6日刑集9巻4号663頁

現在各国において採用している死刑執行方法は、絞殺、斬殺、銃殺、電気殺、瓦斯殺等であるが、これらの比較考量において一長一短の批判があるけれども、現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない。

→絞首刑も合憲

古畑種基博士の鑑定（古畑鑑定）（1952年）<sup>5</sup>

体重が頸部に作用した瞬間に人事不省に陥り、全く意識を失う。それ故定型的縊死は最も苦痛のない安楽な死に方であるということは、法医学上の常識になっているのである。



アメリカにおける死刑執行数（執行方法別）<sup>6</sup>

<sup>5</sup> 向江 424 頁以下に掲載されている。

<sup>6</sup> 1888~2002 年について Espy に、2002 年以降について DPIC に基づき報告者が作成。  
レジュメ 7ページ

当時、今日アメリカで主流となっている薬物注射は同国でも実施されていなかった

→「瓦斯殺等」の「等」に薬物注射は含まれない

→判決の射程は、①絞首刑と電気椅子の比較には及ぶものの、

②絞首刑と薬物注射等の新たな執行方法との比較にまでは及ばない<sup>7</sup>

最大判昭36年7月19日刑集15巻7号1106頁

布告の制定後今日に至るまで廃止されまたは失効したと認むべき法的根拠は何ら存在しない。……布告は……法律と同一効力を有するものとして有効に存続しているといわなければならない。

→明治6年太政官布告第65号は有効に存続

←「執行の現状とも細部とはいえ数多くの点で食い違いが生じている」<sup>8</sup>

大阪地判平23年10月31日判タ1397号104頁

最も多く、典型的な経過は、〔1〕頸動静脈の圧迫により脳への血流が遮断されて酸欠状態となり、脳細胞が死滅して心臓停止により死亡する、あるいは、〔2〕咽頭が圧迫されて気道閉塞のため酸欠状態に陥り、同様の経過で死亡する、という2つのパターンである。……前者（〔1〕）の場合には、脳に酸素が残る5ないし8秒間は意識があり、後者（〔2〕）の場合は、体に酸素が残る1、2分間は意識がある。そして、この間、頸部圧迫による苦しみや、縄によって生じる頸部の傷に伴う痛みを感じる。……もっとも、縄のかかり方によっては、首が左右均等に絞まるとは限らないため、意識のある時間がより長くなって、痛みや苦しみもより大きなものとなる。加えて、加わる力が大きすぎる時は、頭部が離断することも考えられる。

→ラブル博士が証言して古畑鑑定を否定し、大阪地裁もラブル博士の研究成果を採用

「絞首刑が死刑の執行方法の中で最善のものといえるかは議論のあるところ」

「絞首刑には、前近代的なところがあり、死亡するまでの経過において予測不可能な点がある」

大阪高判平25年7月31日判タ1417号174頁

生命を奪う究極の刑である死刑の執行方法について、今もなお、140年も前の明治6年に太政官布告として制定され、執行の現状とも細部とはいえ数多くの点で食い違いが生じている明治6年太政官布告に依拠し、新たな法整備をしないまま放置し続けていることは、……昭和36年最高裁判決が、死刑の執行方法は法律事項であると判示した趣旨にも鑑みると、立法政策として決して望ましいものではない。

<sup>7</sup> 永田②55-56頁。

<sup>8</sup> 大阪高判平25年7月31日判タ1417号174頁。

## 5 情報開示の現状

絞首刑の執行の実態を常に把握し、不断の検証を行う必要がある

↑↑↑

絞首刑の執行の実態は、密行主義の厚いベールによって隠されている

### 刑事訴訟法 477 条 2 項

検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

→ジャーナリストに対しても被害者遺族に対しても、許可はなされていない

死刑執行始末書（刑訴法 478 条）の開示請求（行政機関の保有する情報の公開に関する法律 3 条、4 条）を行っても、執行経過については、死刑廃止団体等が拘置所周辺で反対活動をした事実以外は、不開示情報（同法 5 条各号）に当たるとして、開示されない

様式第6号（昭和47年8月23日）  
死刑執行始末書  
平成19年8月23日

執行官 検察事務官  
執行官検事 検察官検事  
所長 法務事務官

下記死刑執行の次第につき、所において刑事訴訟法478条によりこの執行始末書を作り、執行立会者とともに署名押印する。

1 氏名  
2 本籍  
3 刑事施設名  
4 上記の者に対する死刑執行の始末は、次のとおりである。  
① 執行の日 平成19年8月23日  
② 執行の場所 所  
③ 執行された死刑の判決 言渡し裁判所 言渡しの日 確定の日  
④ 執行大臣の執行命令 平成19年 8月21日  
⑤ 執行記録 平成19年 8月21日

執行記録  
執行官 検察事務官  
執行官検事 検察官検事  
執行立会者 検察事務官 検察官検事 検察事務官 所長 法務事務官

⑥ 執行経過 別紙記載のとおり。

（留意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

開示された死刑執行始末書

執行に関する情報開示は拒絶され続けてきたのか？

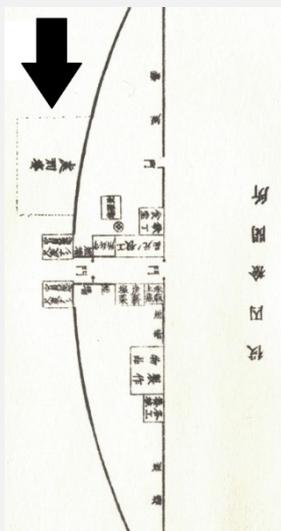
### 第3 執行に関する情報開示の変遷

#### 1 監獄則等による執行の非公開

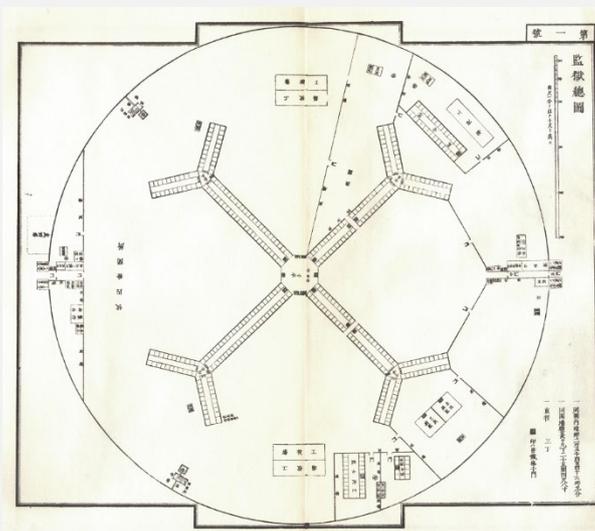
監獄則（明治5年太政官布告第378号）

處刑

刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ク周圍其垣牆ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス



左端部分のみ拡大したもの



監獄則圖式 監獄總圖

監獄則（明治14年太政官達第81号）

第32條 1項 死刑ノ執行ハ午前第十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第41條 刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

監獄則施行細則（明治22年内務省令第8号）<sup>9</sup>

第29條 死刑ノ執行ハ午前第十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第30條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ之ニ前後ヲ付シー人宛執行シ其間他ノ受刑者ヲシテ刑場ニ入ラシムヘカラス

第36條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

監獄則施行細則改正（明治32年内務省令第38号）<sup>10</sup>

第23條 死刑ノ執行ハ午前第十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ

第24條 死刑ヲ執行スヘキ者同時ニ二人以上アルトキハ一人宛執行シ其間他ノ受刑者ヲシテ刑場ニ入ラシムヘカラス

第32條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

→被執行者及び執行の様子を見られないようにすることを求め続けていた

<sup>9</sup> 監獄則（明治22年勅令第93号）を受けて制定された。同施行細則31條は、「死刑ハ受刑者自衣著用ノ儘之ヲ執行スルコトヲ得」と規定していた。

<sup>10</sup> 監獄則中改正加除（明治32年勅令第344号）を受けて制定された。同施行規則25條は監獄則施行細則（明治22年内務省令第8号）第31條と同一の文言であった。

→宮城縣は囲板塀を設置<sup>11</sup> →「絞罪場圍板塀新建繪圖面」<sup>12</sup>

中央政府も費用の1/3を補助

刑法附則（明治14年太政官布告第67號）

第2條 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニシ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

刑法施行法（明治41年法律第29號）第48條による刑事訴訟法（明治23年法律第96號）の改正（第318條ノ2の挿入）

第318條ノ2第2項 死刑ノ執行ニ關スル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス但檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ハ此限ニ在ラス

刑事訴訟法（大正11年法律第75號）

第541條2項 檢事又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ニ非サレハ刑場ニ入ルコトヲ得ス

→執行の関係者以外の者が刑場に入ることを原則として禁止

---

<sup>11</sup> 詳しくは、永田⑤137-142頁。

<sup>12</sup> 宮城県。

## 2 新聞記者等による執行の参観

新聞記者・学生が刑場に入って執行を参観することが例外的に許可されていた  
…刑法附則 2 條但書等が根拠

「死刑執行場取締方ノ件」(明治41年7月民刑秘第134號 民刑局長監獄局長通牒)

死刑執行ノ際其刑場ニ入ルコトノ許否ニ關シテハ其取締ヲ嚴密ニス可キハ勿論ナルニ付專ラ刑事ニ關スル學術ノ研究又ハ其實務ニ従事スル者其參考ニ資セントスル場合ニ於テ之ヲ許可スルヲ至當ノ措置ト被思考候處近來新聞記者又ハ學生等ニ入場ヲ許可シタル向モ有之趣此ノ如キハ死刑執行ノ狀況ヲ公衆ノ耳目ニ觸レシメサル刑法ノ趣旨ニモ相背キ甚タ穩當ナラサル次第ニ付爾後入場ノ許否ニ付テハ嚴密取締相成候様致度依命此段及通牒候也

通牒が発せられるまで、執行の様子を伝える数多くの新聞記事が掲載<sup>13</sup>

…許可を得て執行を参観した記者によるものと思われる

新聞記者等に対する許可は監獄法(明治41年法律第28號)施行まで続いた<sup>14</sup>

通牒後は、執行に携わった職員に対する取材も報道もされなくなったのか？

大正時代に入ってから、執行の様子を伝える新聞記事が多数存在

行刑制度調査委員會『行刑制度調査答申書(壹)』<sup>15</sup>「死刑ノ執行」

三 死刑執行ノ方法及其ノ狀況ハ秘密ニ付スルコト 勸善懲惡ノ爲受刑者ノ犯罪事實ノ要旨及執行ノ事實ハ適宜之ヲ公ニスルコトヲ希望ス

→執行の方法及びその状況が秘密とされていなかったことを窺わせる

大正末期以降は、執行に携わった職員に対する取材も報道もされなくなったのか？

昭和時代に入ってから、執行の様子を伝える新聞記事が少なからず存在

昭和30年(1955年)に執行の様子を伝える確認できる限りで最後の新聞記事が登場

通牒後に記者が執行を参観することが一切認められなくなったのかは定かでない

…記者にとって執行の参観が困難になった可能性は高い

執行の様子を伝える記事が通牒後も多数存在

→記者が執行に携わった職員に取材を行い、記事を執筆したことを裏付ける  
情報統制が厳しく行われる中であっても、取材・報道が許容されていた

…新聞紙條例(明治8年太政官布告第111號、明治20年勅令第75號)

新聞紙法(明治42年法律第41號)

第二次世界大戦後にも執行の様子を伝える記事が存在

<sup>13</sup> まとめたものとして、中川弁護団ほか編7-30頁。

<sup>14</sup> 重松375頁。

<sup>15</sup> 行刑制度調査委員會31頁。

### 3 刑場の取材

#### (1) 鈴木義男司法大臣・法務総裁

昭和22年(1947年)～昭和23年(1948年)

- ①アサヒグラフによる広島刑務所の刑場の取材・報道<sup>16</sup>
- ②名古屋タイムズによる(旧)名古屋刑務所の刑場の取材・報道<sup>17</sup>
- ③讀賣新聞による(旧)名古屋刑務所の刑場及び死刑囚の取材  
GHQ/SCAPにより公表禁止(surpressed)<sup>18</sup>
  - ・死刑囚へのインタビュー
  - ・「いやでも看守は死刑廃止論者になりますヨー」との現役の職員の声<sup>19</sup>

#### (2) 田中伊三次法務大臣

昭和42年(1967年)夏

執行の参観を行うことを企図 →記者らとともに東京拘置所の刑場を視察<sup>20</sup>  
報道なし

#### (3) 千葉景子法務大臣

平成22年(2010年)8月27日

東京拘置所の刑場の取材<sup>21</sup>・報道<sup>22</sup>

---

<sup>16</sup> 荒井編16-17頁。

<sup>17</sup> 名古屋タイムズ2面。取材した記者のエッセーとして、高橋。この記事の詳細について分析したものとして、永田③。

<sup>18</sup> 永田④57頁。検閲新聞ゲラの全文は同61-67頁に掲載。その内容は同57-58頁参照。

<sup>19</sup> 永田④58、61-62頁。

<sup>20</sup> 勢藤90頁。

<sup>21</sup> 保坂96頁以下。年報死刑廃止104頁以下には、刑場の写真が網羅的に紹介されている。

<sup>22</sup> 例えば、朝日新聞1、19面。

## 第4 執行の様子を伝える新聞記事

明治以降の新聞記事において、どのような情報がどの程度開示されていたのか？

<明治時代のもの>

中川弁護団ほか編 7-30 頁を手掛かりに

- ・朝日新聞（大阪朝日新聞を含む）について、「朝日新聞クロスサーチ」を利用
- ・読賣新聞について、「ヨミダス歴史館」を利用

<大正時代・昭和時代>

- ・読賣新聞について、「ヨミダス歴史館」を利用

## 引用記事一覧

	執行日	掲載紙及び掲載日
1	明治16年7月7日	読賣新聞明治16年7月6日付3面
2	明治18年5月7日	大阪朝日新聞明治18年5月8日付1面
3	明治19年2月15日	大阪朝日新聞明治19年2月16日1面
4	明治19年10月2日	読賣新聞明治19年10月3日2面
5	明治19年10月7日	大阪朝日新聞明治19年10月8日1面
6	明治19年12月28日	大阪朝日新聞明治19年12月29日1面
7	明治20年5月19日	大阪朝日新聞明治20年5月20日4面
8	明治20年5月21日	大阪朝日新聞明治20年5月22日4面
9	明治21年5月16日	大阪朝日新聞明治21年5月17日2面
10	明治21年6月16日	大阪朝日新聞明治21年6月17日4面
11	明治24年8月22日	読賣新聞明治24年8月26日3面
12	明治25年6月7日	読賣新聞明治25年6月12日3面
13	明治26年7月27日	読賣新聞明治26年8月1日別刷1面
14	明治27年7月19日	読賣新聞明治27年7月23日3面
15	明治28年10月30日	朝日新聞明治28年11月3日3面
16	明治29年9月3日	読賣新聞明治29年9月15日3面
17	明治31年3月11日	朝日新聞明治31年3月13日5面
18	明治31年9月26日	朝日新聞明治31年9月27日5面
19	明治31年11月8日	朝日新聞明治31年11月9日4面
20	明治32年3月29日	朝日新聞明治32年3月30日5面
21	明治32年4月12日	朝日新聞明治32年4月14日4面
22	明治32年4月29日	朝日新聞明治32年4月30日4面
23	明治32年6月8日	朝日新聞明治32年6月10日5面
24	明治33年1月16日	朝日新聞明治33年1月17日5面
25	明治33年2月17日	朝日新聞明治33年2月18日5面
26	明治33年2月17日	読賣新聞明治33年2月18日3面
27	明治33年2月17日	読賣新聞明治33年2月18日3面

28	明治35年3月12日	朝日新聞明治35年3月13日5面
29	明治35年5月21日	朝日新聞明治35年5月22日4面
30	明治35年10月10日	朝日新聞明治35年10月11日5面
31	明治35年12月24日	朝日新聞明治35年12月25日5面
32	明治36年1月7日	朝日新聞明治36年1月8日5面
33	明治36年5月26日	讀賣新聞明治36年5月27日4面
34	明治36年6月24日	朝日新聞明治36年6月25日5面
35	明治37年1月22日	朝日新聞明治37年1月23日5面
36	明治37年7月30日	朝日新聞明治37年7月31日5面
37	明治37年8月12日	朝日新聞明治37年8月13日5面
38	明治37年8月24日	朝日新聞明治37年8月25日5面
39	明治37年10月19日	朝日新聞明治37年10月20日4面
40	明治38年2月15日	朝日新聞明治38年2月16日6面
41	明治38年8月24日	朝日新聞明治38年8月26日6面
42	明治39年3月17日	朝日新聞明治39年3月19日6面
43	明治40年2月1日	朝日新聞明治40年2月4日6面
44	明治41年7月2日	讀賣新聞明治41年7月3日3面
45	明治41年7月2日	讀賣新聞明治41年7月3日3面
46	明治41年8月4日	讀賣新聞明治41年8月5日3面
47	明治42年4月23日	讀賣新聞明治42年4月24日3面
48	明治42年4月23日	讀賣新聞明治42年4月24日4面
49	明治43年2月4日	朝日新聞明治43年2月5日5面
50	明治43年2月15日	讀賣新聞明治43年2月16日3面
51	明治43年6月21日	朝日新聞明治43年6月22日5面
52	明治43年12月13日	朝日新聞明治43年12月14日5面
53	明治43年12月20日	讀賣新聞明治43年12月21日3面
54	明治44年1月24日	朝日新聞明治44年1月25日5面
55	明治44年4月12日	朝日新聞明治44年4月14日5面
56	明治44年7月13日	讀賣新聞明治44年7月14日3面
57	明治44年12月13日	讀賣新聞明治44年12月14日3面
58	明治45年3月4日	讀賣新聞明治45年3月4日3面
59	明治45年3月6日	讀賣新聞明治45年3月7日3面
60	大正2年2月6日	讀賣新聞大正2年2月7日3面
61	大正2年8月19日	讀賣新聞大正2年8月20日3面
62	大正2年12月13日	讀賣新聞大正2年12月14日3面
63	大正4年6月18日	讀賣新聞大正4年6月19日5面
64	大正4年9月6日	讀賣新聞大正4年9月7日5面
65	大正5年8月12日	讀賣新聞大正5年8月13日5面
66	大正5年9月22日	讀賣新聞大正5年9月23日5面
67	大正6年3月29日	讀賣新聞大正6年3月30日5面
68	大正6年7月2日	讀賣新聞大正6年7月3日5面
69	大正6年12月8日	讀賣新聞大正6年12月13日5面
70	大正10年3月4日	讀賣新聞大正10年3月5日5面
71	大正10年4月2日	讀賣新聞大正10年4月4日5面、同年4月5日5面

72	大正12年12月19日	読賣新聞大正12年12月20日5面
73	大正13年11月15日	読賣新聞大正13年11月15日2面、同年11月16日2面
74	大正14年10月9日	読賣新聞大正14年10月11日3面
75	大正14年10月	読賣新聞昭和2年9月28日7面 (被執行者の執行直後の写真が頒布されているとの記事)
76	大正14年12月26日	読賣新聞大正14年12月27日3面
77	大正15年3月20日	読賣新聞大正15年3月21日3面
78	大正15年12月6日	読賣新聞大正15年12月7日7面
79	昭和2年6月29日	読賣新聞昭和2年6月30日7面
80	昭和6年1月22日	読賣新聞昭和6年1月23日7面
81	昭和7年10月10日	読賣新聞昭和7年10月11日夕刊2面
82	昭和7年12月19日	読賣新聞昭和7年12月20日夕刊2面
83	昭和8年3月7日	読賣新聞昭和8年3月8日夕刊2面
84	昭和8年3月13日	読賣新聞昭和8年3月14日夕刊2面
85	昭和8年9月27日	読賣新聞昭和8年9月28日夕刊2面
86	昭和9年7月31日	読賣新聞昭和9年8月1日夕刊2面
87	昭和9年10月13日	読賣新聞昭和9年10月14日夕刊2面
88	昭和11年7月3日	読賣新聞昭和11年7月4日夕刊2面
89	昭和12年10月26日	読賣新聞昭和12年10月27日第二夕刊2面
90	昭和15年2月27日	読賣新聞昭和15年2月28日夕刊2面
91	昭和30年11月22日	読賣新聞昭和30年11月23日7面

## I 刑場の様子

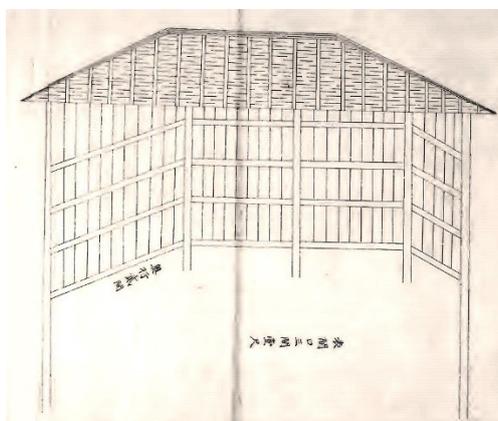
- ・「絞首場ハ監獄署の裏手南方の一隅にあり絞首臺ハ六本の柱礎に支へられたる長さ一間半幅一間餘の堅牢なる手欄ある木臺にして左右両側の中央なる柱ハ太くして且つ高く臺上に貫き其上に梁木ありて梁上より二條の綱索垂下せり問はずして其絞首の料たることを知る臺の高さハ一間餘臺前に九階の梯子あり劔の山を登りつむれば臺の中央に三尺四方の切目ある堅板あり此の板臺こそ即ち人間の俎にして一條の釣索斷ゆると共に其板ハギイガタンと音すると同時に忽ち地獄の門ハ開いて罪人ハ即ち柱梁にかゝれる綱索に釣られて三寸息絶え萬事休す絞首臺ハ蔽ふに二間四方高さ三間許の屋根を以てせり臺ハ南向にして臺前に三間餘の空地あり庭前に荒蕪を敷き手桶柄杓の備あり」 [記事 16]
- 根室監獄支署構内の刑場 (記事 16)

開拓使根室支廳は、明治11年(1878年)に絞罪器械の設置に向けて動き始め、  
明治12年(1879年)に絞罪器械を設置<sup>23</sup>

開拓使①・開拓使②(根室支廳書記官から札幌本廳書記官に対して明治11年3月8日に発信、  
同年3月27日に到着)<sup>24</sup>

当廳管内是迄犯罪人モ稀少之處逐次人烟繁茂ノ期ニ進ミ犯人モ亦随テ多キト被存然ルニ絞罪器械備置無之自今建設ノ見込ニ候處該費金積不分明ニ付御廳へ該刑具御建造相成候

絞罪器械には、「上家」と呼ばれる屋根が設置されることもあった  
…絞罪器械圖式には規定されていない



熊谷縣の絞罪器械の上家の図面<sup>25</sup>

<sup>23</sup> 詳しくは、永田⑥、永田⑦。

<sup>24</sup> 開拓使①は札幌本廳保管の簿書、開拓使②は根室支廳保管の簿書である。

<sup>25</sup> NDL①、NDL②。詳しくは、永田⑤124-126頁。

## 2 執行手続

執行手続について詳細に伝える記事は多い

- ・ 午前9時に執行するために、午前8時30分頃より、憲兵5名、巡査6名、警察署長、警部らが臨場し、検事の認許を得た参観者30名ほどが来集し、検事正、監獄署長、教誨師、獄医、獄丁、看守、掛員全員が着席した。

午前9時すぎと思われるころ、被執行者は、3人の獄丁に擁護されて絞首台の前にやって来た。被執行者がしずしずと歩いて絞首台の前に来ると、刑手はその網笠を取り去った。被執行者は観衆を一瞥し、検事正及び監獄署長らに一礼して荒蕙に座った。監獄署長は愁然として被執行者に向かって、執行について懇切丁寧に諭した。その上で、「申残す事あらば唯今申置けよ」と命じたが、被執行者は、在獄中諸員の厄介となったことに礼を言い、さらに教誨師及び弁護士に対して謝意を表することを望んだ。また、被執行者は、一言の懺悔を述べることを望み、これが許されると、それを絞首台の上で行うことを乞い、その許しを得た。

被執行者は、紙袋で顔を覆われると、絞首台に上ろうと階段に足を掛けた。その足は、少しも震えておらず、一段一段しずしずと9段全てを上り終わった。3人の刑手が被執行者を囲んで立った。被執行者は、絞首台の上で座って人生最後の懺悔を述べ、さらに辞世の歌を3首詠んだ。その口吟が終わる否や、刑手が絞首台下の釣索に手を触れたのが見えると瞬く間に踏板が開いて絞縄がたちまちのうちに下がって被執行者は絞首台の下に垂下された。被執行者は、数回微動し、絶命した。〔記事16〕

→執行手続の流れを知ることができる記事の一例

執行手続がスムーズに進まなかったことが記載されている記事も存在

- ・ 被執行者は公判段階から躁狂を装う様子があったため、執行を告知した際にどれほど騒ぎ立てるか予想もできなかつたため、執行当日午前6時30分に被執行者を騙して囚車に乗せ、収容していた監獄から刑場がある監獄へ移送した。被執行者は、執行されると悟ってにわかに狂い始めたため、なんとかなだめて囚人溜所で待たせた。同9時少し前に検事らが到着して被執行者に対し死刑執行を言渡したところ、大いに狂い出し、居丈高になって、周囲の人々を睨み回した。暴れ狂うのをようやく取り鎮め、絞首台へ上らせて執行した。〔記事20〕

→刑場がある監獄への移送の際に被執行者を騙したことを記載

- ・ 被執行者を独房から連れ出そうとしたが、被執行者の3歳の子が当該独房にいて、被執行者を連れ出すことができなかつた。そこで、看守は、他の独房にいた別の受刑者の同年配の子どもに被執行者の収容されている独房の前を数回往復させたところ、被執行者の子は独房の外へ出たいとしきりに被執行者に縋り付いたため、看守は、被執行者に対し、「一寸出して遣てハ如何」と声を掛けた。被執行者は、「どうぞ願ひ升」と頼んだため、看守は被執行者の子を独房の外へ連れ出した。被執行者の子は非常に喜び、他の独房の子どもと連れ立って遊びに出掛けた。

看守は、被執行者に対し、「今看守長が其方に少し用事があるとのことなれば来れ」と呼び出した。もともと大胆な被執行者は、一向に平気といった顔で「畏まりました」と述べて、刑場に到着した。〔記事21の2人目〕

→被執行者をスムーズに刑場へ連れ出すために、まずはその子を独房から外に出そうと策を弄した

- ・ 執行当日、被執行者は、午前6時に起こされた。被執行者は落ち着かぬ挙動を示していたが、午前6時20分に面会人に会うために所長室へ向かった。所長室に弁護士がいたため、被執行者は、「何故こんなに早く面会に来たのです」と不審がったところ、弁護士は朝鮮に旅行に行つて帰りに下関に泊まった際に被執行者の父を訪ねるかもしれないと虚言を弄して被執行者の父宛ての言伝がないか尋ねた。被執行者は、「さうですか、老境の父にお體を大切にと言お傳へ下さい、それと私が丈夫でゐることだけを傳へて下さい」と述べた（記事の別の箇所では、この際、執行を察知して、小さく震えていたと記載されている）。午前6時40分、被執行者は、独房に帰った。

午前8時、執行が申渡されると、被執行者は、衣服もそのままに独房から引き出された。午前8時6分、被執行者が礼拝堂に着くと、書記、刑務所長、教務主任、教誨師、医師、看守4名立会の上、検事が執行文を読み上げ、教務主任が「彌陀に救はれよ」と諭した。刑務所長が遺書・遺言の有無を尋ね、毛筆2本及び半紙1帖が差し出されると、被執行者は、「一筆書かして下さい」と述べて、顔面蒼白となって唇を固く結び、無言で、父、兄及び友人に宛てて計4通の遺書を認めた。その内容は、「まことに相済まぬことをした、死に臨んで思ひ残すこと更になし、皆様の御壮健を祈る」旨であった。この間、教務主任らの読経が響いていた。午前8時40分、被執行者の眼鏡が外されて目隠しがされた。被執行者は、午前9時3分に執行された。〔記事73〕

→被執行者の弁護人が被執行者の家族への言伝を聞き出した

- ・ 刑場そばの阿彌陀堂において、所長ら職員から執行の申渡しをするのが通例であるところ、被執行者は、午前9時20分に教誨師から、「愈々今日を以て御別れとならねばならん」と執行を伝えられた。〔記事71〕

→執行の告知を教誨師が行った

絞罪器械圖式の「紙ニテ面ヲ掩ヒ」について、

- ・ 被執行者の意思に沿って履行しなかった（記事8）
- ・ 「眼かくしに及び申さず」と述べたものの履行された（記事2）

被執行者が頼んだため、手錠を掛けることが免じられた（記事45）

- ・夫が先に執行されたことを申し渡されても、被執行者は別段驚く様子もなかったが、白い布で両眼を覆われると、「一寸お待ち下さい小便が」と頼み始めた。しかし、係官はこれを許さず、被執行者を直ちに絞首台に上らせた。被執行者は、ガタンという響きを残して、14分間で絶命した。〔記事21の2人目〕
- ・被執行者は、絞首台に上ると、執行官に対して「一首辭世を詠じ度きゆゑ暫らく御猶豫あり度し」と求め、頭を垂れて打ち案じたものの、死期迫った身のために心乱れてしまった。そのため、一首の歌をまとめることができず、上の句を詠んだのみで躊躇ってしまい、ただ幾度となく上の句を詠じて当惑する有様であった。執行官はあまりに時間がかかったことから、最早辭世は済んだものと考えて執行した。〔記事40〕
- ・典獄から執行を申渡され、教誨師から懇ろに教誨がなされた後、被執行者は、看守4名により左右から支えられるとともに、教誨師に手を取られて刑場に引き入れられ、教誨師から末期の水1滴を口に注ぎ入れられた。被執行者が絞首台に上らされる時、看守が被執行者を慰めて、「お前の手は確かに教誨師に握られて居るよ」と声を掛けると、被執行者は、弥陀に導かれたような心地になったのか、「難有う」と述べた。被執行者が「妾は死は覺悟の前ですが家の事が……」と小声に発した直後の午前7時50分に執行された。遺体は相続人が引き取った。〔記事41〕

→執行直前の被執行者の言葉をかき消すように執行

- ・監守(ママ)から用意が調った旨が告げられると、踏板が外され、被執行者の身体は首を縊って、1丈余りの高さから「ズドン」と釣り下がったところ、被執行者は肥満体であったので、体が重かったため、釣り下がる弾みに首が半分ほど引き切れたため、血潮が四方へ迸り、5分間ほどで絶命した。〔記事1〕
- ・執行の際、絞罪器械が2度も外れて<sup>26</sup>、被執行者は、2度地上に落下し、執行がやり直されることとなった。〔記事13〕  
→「うまくいかない執行」

- ・執行を申渡されると、1人目の被執行者は監獄内に新設された絞首台に上った。合図とともに同人の身体はパタリと空中に懸って、縛られたままわずかに手足が動いたものの、しばらくして静止し、死亡した。同人の遺体を撮り下ろして順次他の被執行者を執行したが、1人につき1時間程度を要したため、夜になってようやく全員の執行を終えた。〔記事54〕  
→執行に相応の時間を要することを窺わせる

---

<sup>26</sup> 絞縄が外れたという意味であると思われる。

### 3 被執行者の様子

執行を告知された後の被執行者の様子について伝える記事は多い  
被執行者の落ち着いた様子を記載する記事が多数を占める

#### ①告知直後の落ち着いた様子を伝えるもの

- ・かねて覚悟していた（記事2、78）
- ・少しも怖気づいた様子がなかった（記事3）
- ・深く後悔（記事19）
- ・悔悟の情（記事24、55）
- ・神色自若（記事44）
- ・いささかも悪びれる様子がなかった（記事16、48の2人目）
- ・平然自若（記事16）
- ・少しも臆するところなく（記事42）
- ・肅然として（記事54の1人目）
- ・平静（記事71）

#### ②絞首台に上る際の落ち着いた様子を伝えるもの

- ・泰然として（記事8）
- ・泰然自若として（記事22）
- ・悠々と（記事24、39）
- ・落ち着いた様子で（記事28、91）
- ・少しも悪びれた様子もなく（記事54の1人目）
- ・絞首台に上ろうと階段に足を掛けたが、その足は少しも震えていなかった（記事16）

#### ③執行の際の落ち着いた様子を伝えるもの

- ・いささかも臆する様子がなく心静かに（記事6）
- ・静かに（記事9）
- ・殊勝に（記事14）
- ・平然と（記事15）
- ・悪びれもせず（記事46）
- ・従容として（記事51、78、79）
- ・潔く（記事52の両名）

#### ④特徴的なもの

- ・執行に臨んで動じる様子がなかった。顔に微笑みを湛え、これから仏土に赴くことを楽しむかのようであった。〔記事12の両名〕
- ・被執行者は、自らが執行される絞首台を先年建築していたことから、心に咎めた様子で、しばし悄然として思いに沈んでいた。〔記事32の1人目。同2人目も同様の述懐〕

#### ⑤被執行者が落ち着いた様子を取り戻したことを記載するもの

- ・顔色を変えてしばらく身震いをしてしたが、最後には覚悟を決めて泰然自若として執行された。〔記事23〕
- ・死刑執行の申渡しを受けた際、死刑執行という言葉が耳にした瞬間、ビクリと身を震わせて少し顔色を変えたが、すぐさま元の通り、平然とした態度に戻った。悠々と刑場へと向かった。刑場へ連れ出された際、被執行者の歩きぶりはしっかりしていた。〔記事45〕

⑥被執行者の動揺を窺わせるもの

- ・遺体の引渡しについて尋ねられると、被執行者ははらはらと落涙した。 [記事 17]
- ・執行当日に弁護士と面会すると、執行を察知して、小さく震えていた。執行が申渡されると、顔面蒼白となって唇を固く結び、無言で4通の遺書を認めた。 [記事 73]

⑦被執行者が動けなくなってしまうもの

- ・控訴審で死刑が維持されたことを伝えられると、手摺に取り付いて、「旦那様何卒御免なさい」と一声高く叫んで、涙を泉のように流し、立ち上がることができなくなった。 [記事 11]
- ・執行の申渡しがなされると、頻りに愁傷の様子を見せたが、しばらくして、「死期際にのぞみ申上度き一大事の〔2字読解不能〕バ死刑三日間の御猶豫を願ふ」と声を放って涕泣し、その場を全く動けなくなってしまうため、看守らが被執行者を引き立てて刑場を連行した。 [記事 13]
- ・執行に勘付くとやや逆上したものの、小声で「南無阿彌陀仏、南無阿彌陀仏」と念仏を唱え始めた。執行が申渡されると、被執行者はブルブルと震えて、立ちすくんでしまい、簡単に立とうとはしなかった。 [記事 21 の 1 人目]
- ・控訴の豫納金の免除を出願したが許されず、このことを大審院に抗告したが却下されていたことから、執行に際してひたすら怨言を連ねて泣き倒れ、看守に殊更に手数を掛けさせた。 [記事 26]
- ・身震え、足萎えて深く罪悪を悔いる様子であった。 [記事 30]
- ・顔色を失い、体は綿のようにただ打ち震えて、人心地を弁えなかった。 [記事 34]
- ・絞首台に上るのが恐ろしくなり、「も一度上告さして下さい」と嘆願したが、獄卒数名で無理やり絞首台に押し上げて執行した。 [記事 50]

⑧被執行者が暴れたり、罵ったり、泣き叫んだりするもの

- ・前日に監獄から刑場へ向かう途中も随分と粗暴の挙動であった。 [記事 5]
- ・執行を悟るとにわかに狂い始めたため、なんとかなだめて囚人溜所で待たせた。執行が言渡されると、大いに狂い出し、居丈高になって、周囲の人々を睨み回し、暴れ狂った。 [記事 20]
- ・執行を申渡されたところ、「少々申置きたきことあれば今一日執行を猶豫ありたし」と哀願して立たなかった。教誨師が厚く諭したところ、被執行者は、「然らば夕方まで延引してくれ」と言ってオイオイと泣き出して絞首台に上らず、暴れ回ったため、獄吏によって引き立てられて執行された。 [記事 31]
- ・しきりに警察署に対して悪言を放った。 [記事 33 の 3 人目]
- ・執行の際に至って、「一目母に會ひたし」としきりに「お母さん」と呼び叫んで泣いた。 [記事 56]

#### 4 執行直前の面会

面会の相手は、

- ①弁護士（記事45、73）
- ②陸軍士官学校の同期生の3中佐及び先輩である石原莞爾大佐（記事88＝相澤事件）
- ③その他特徴的なもの

- ・被執行者の兄弟及び息子が面会を願い出たが、出獄のときであったため叶わなかった。しかし、被執行者が押丁等に引かれて囚車に移るときにたまたま被執行者の息子の顔を見て涙ながらに声を掛けることができた。〔記事8〕
- ・執行直前に弁護士3人と面会した。被執行者が弁護士に対して秘密の話をしたいと申し述べたため、被執行者を取り囲んでいた看守らはいったん退去した。被執行者は、弁護士らに対して、礼を述べた上で、被執行者の娘が被執行者の家を相続することができるか心配していることを伝えた。〔記事45〕

#### 5 最後の食事

- ・所持金30銭により寿司1箱、鯛の切身1片、羊羹1棹を買い求めてこの世の思い出に残さず食べた。〔記事9〕
- ・瓜の奈良漬と白飯を乞い、これらを茶漬けにして食べた。〔記事10〕
- ・パン1斤に牛肉その他の食品をまぶしたものであり、被執行者は悠々とこれを食べた。〔記事24〕
- ・典獄から弁当<sup>27</sup>を差し入れられたが、被執行者は、少し箸を付けただけだった。〔記事44〕
- ・被執行者は、典獄から弁当を差し入れられ、1粒残さずこれを食べた。当該弁当は、15銭する上等の弁当であり、鰯と烏賊の煮付けに香の物が添えられたものであった。〔記事45〕
- ・被執行者は、ミカン10個を乞い、その全てを食べた。〔記事53〕
- ・被執行者は、午前7時に普段と同じ朝食を摂った。執行直前、被執行者は、阿彌陀堂に供えられていた飴菓子1個を食べ、お茶2杯を飲んだ。〔記事71〕
- ・最後の食事に御馳走を与えることとされていたが、執行の申渡し以前に執行があることを推知し、そのためにかえって落胆のあまり食事をなさない被執行者がいたことから、被執行者の精神的な安定を図るべく御馳走を用意しないこととされたため、当該被執行者が御馳走を味わうことはなかった（記事47）
- ・執行当日、被執行者は、刑務所心尽くしの御馳走を全て食べた。〔記事91〕  
→最後の食事の内容が詳細に  
御馳走の有無は変遷

---

<sup>27</sup> 同日2人目の執行である記事45に記載されたものと同じであると思われる。

## 6 教誨

教誨が行われたとする記事も少なくない（記事 12<sup>28</sup>、25、30、31、41、42、45<sup>29</sup>、47、65、71、73<sup>30</sup>）

アメリカ人の被執行者に対して宣教師が教誨を行った（記事 24）

教誨師が最後の教誨を加えようとしたところ、被執行者がこれを断ったとの記事も（記事 28）

## 7 被執行者による御礼又は挨拶

### ①御礼の対象

- ・「素より大罪を犯したる身の遺言とともなけれど只永々諸君方の御厄介になりしお禮を申します」〔記事 14〕
- ・典獄ら監獄の職員（記事 8、16、24）
- ・教誨師（記事 45、71）
- ・執行直前にその場にいた者たち（記事 25）

### ②挨拶の対象

- ・絞首台に向かう途中で会う人ごとに「長々御厄介になりました。左様なら」と挨拶した。〔記事 47〕
- ・同囚の者たち（記事 12）
- ・立会う検事及び書記等の係官ら（記事 27）

## 8 被執行者の体格及び容貌等

特異な状況の場合に伝えられている

←収容環境が劣悪であることから、一般に被執行者が痩せてやつれていたせい？

- ・肥満体で体が重い（記事 1）
- ・体重 19 貫（71.25kg）ある肥満体型（記事 44）
- ・「面貌ハ肥満シテ頬骨廣」い（記事 16）
- ・小太りで壮健（記事 18）
- ・3 年半収容されていた割には衰弱の様子がない（記事 41）

---

<sup>28</sup> 被執行者 2 名の双方が教誨を受けた。

<sup>29</sup> 神道及び浄土真宗の 2 人の教誨師から教誨を受けた。

<sup>30</sup> 教務主任が教誨を行った。

## 9 被執行者の服装

- ・被執行者の弁護士によりこの日のために特別に新調された白の単衣を着て、白足袋を履き、網笠を目深にかぶっていた。〔記事16〕
- ・監獄が給与した浅葱木綿の上着に黒羅紗のズボンを身に付けていたが、執行の際に汚れたところを見られることを恥じて、腰より下を黒木綿で覆っていた。〔記事24〕
- ・白木綿の綿入に黒の羽織を着て、白足袋を履いていた。〔記事25、27〕
- ・執行の前々月に新調した白キャラコの上着に同じ帯を締めていた。〔記事28〕
- ・盲縞木綿の単衣に白襟の汗取襦袢を着て、草履を履いていた。〔記事41〕
- ・入浴し、きれいに頭髪を梳き、用意してあったネルの単衣を着て、履き慣れた薩摩下駄を履いて、悠々と刑場へと向かった。細雨は霏々として降りしきっていたため、菅笠を濡れた雨垂れが被執行者の襟首を濡らしていた。刑場に着いて、仮留置場に入ると、丸に丁字を交差させた五つ紋付の浅黄帷子に着替えて、白メレンスの帯を締め、白足袋を履いた。仮留置場を出ると、蓑を着せられ、竹の皮の笠を被らされて刑場へ連れ出された。〔記事45〕
- ・白襦袢、黒フランネルに兵児帯を締め、草履を履いていた。〔記事47〕
- ・弁護士から差し入れられた銘仙飛白の袷と絹の襦袢を着ていた。〔記事71〕
- ・実妹が差し入れた経<sup>31</sup>帷子を着ていた。〔記事83の2人目〕

## 10 辞世の歌及び句並びに最期の言葉

辞世の歌を詠んだ（記事2、6、9<sup>32</sup>、10〔3首〕、16〔3首〕、25〔2首〕、27〔2首〕、42〔2首〕、79）

辞世の句を詠んだ（記事70<sup>33</sup>）

被執行者2名で数首の雑詠を詠んだ（記事12）

- ・弁護士が辞世がないか尋ねると、被執行者は、弁護士が5、6日前に差し入れた書籍の間に作って入れておいた旨を答えた上でやや考えた末、「先生死際に作ったのが真正の辞世ですか」と尋ねた。弁護士が「然うだ」と答えると、被執行者は、「それぢやアーツ眞實の辞世をやりませう」と言って、「おしからぬ……エートおしからぬ……」と繰り返して下の句を考えていたがどうしても思い浮かばなかったため、頭を抱えて考えていた。しかし、典獄が時計を出して見たため、被執行者は執行に赴くべき時間であることを察して話をぴたりとやめて「サア刑場に参りませう」と言った。そして、被執行者は、弁護士に対して、「之が最後のお別れです」と言って強く握手をし、その場で辞世の歌を詠じ切ることはなかった。〔記事45〕

→辞世の歌を詠じ切ることができなかった

上の句を詠んだのみで執行されたものも（記事40）

<sup>31</sup> 文字が不鮮明であり、別の字である可能性がある。

<sup>32</sup> 実母及び弟への手紙に辞世の歌を添えた。

<sup>33</sup> 「1首」と記載されており、辞世の歌の可能性がある。

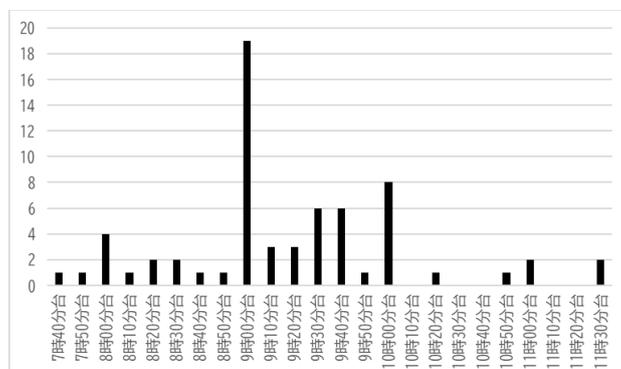
被執行者の語った最期の言葉について伝える記事が多い（以下で紹介しないものとして、記事2、3、9、11、13、14、15、17、21、24、25、26、28、31、33の3人目、39、40、41、44、47、50、51、52、55、56、65、71、73）

- ・「自分は元來強盗をなす目的に非ざりしも或情婦と夫婦となるべき契約ありて金の必要を生じ遂に大罪を犯したる者なれども兇行後は死刑の覺悟をなし居たるのみならず再審の爲め七箇月間も生き延びたれば満足なり」〔記事35〕
- ・「此際に至り最早言ひ遺すことなきも本年八十歳の兩親今尚存命せり願はくは本刑執行の事丈は兩親の耳に入らざる様御注意を乞ふ」〔記事36〕
- ・「此世に思ひ残す事なきも只日露戦争の終局を見ずして死に就くは如何にも残念なり」〔記事37〕  
→執行を従容として受け入れる言葉
- ・押丁等に引かれて囚車に乗り移るときにたまたま被執行者の息子の顔を見て、「オゝ坊かよう来て呉れたノウ決して此父のやうに悪いことをせぬやう大人しく成人して呉れよ」と涙ながらに声を掛けた。〔記事8〕
- ・「余ハ罪といふ罪、惡事といふあらゆる惡事を犯せり、父母の大病の際も會て其家に近きしことさへなく兄弟にも親戚にも會て人道を盡せし事なく常に彼等を苦しめし事あるのみ余ハ殺人罪の大惡人なり死ハ元より當然のみ余ハ畏れ多くも 天皇陛下の大命に依つて宣告執行せらるゝこの極刑に對して怨言と發すべき理由を有せず、余が如き大惡人の一人を殺すハ他の平和なる四千餘萬人の生命財産を保全する爲にして其死に當するハ元より當然のみ何人も怨む所なし余ハ實に余の惡罪の世人を迷惑せしめし事を自ら感じて懺悔の情に堪えず」〔記事16〕
- ・「斯くなりては別に此世へ申残す事もなけれど心にかゝるは長女〔氏名記載〕（17）と長男〔氏名記載〕（14）の2人の子なり願ふは此2人の子に決して惡き事をすな父の様な不心得の者になるな跡の回向を頼むとの事を申遣はされたし」〔記事30〕
- ・「此死刑臺は〔1字読解不能〕に自分の手に成りし仕事にて今日自分が大罪を犯し此死刑臺の露と消江んとは思ひ設けぬ事なりき何卒此〔被執行者名〕を手本として惡の報いの恐ろしきを他の囚徒に御諭しあるやうお願い申す」〔記事32の1人目〕
- ・「脱走して世間を騒がせ申訳なかつた」と何度も語った。〔記事91〕  
→反省悔悟の言葉
- ・「今更何も申上ぐることは無けれど僅か六十錢位窃取する爲に老婆を殺し死刑になりては先祖及び兩親に對し耻づる次第今少し大きなことでもしてならば諦めも付くことを」などと愚痴を溢した後、「早く遣つて下さい」と言って悪びれもせず執行された。〔記事46〕  
→開き直りの言葉
- ・「首に繩の掛し時成るべく工合の能き所へ繩を廻してくれ」〔記事22〕  
→執行に注文を付ける言葉

- ・「何です死刑ですと何故妾が死刑にされます [被害者名] を殺したのは先達も申上げました通り妾ではなく [人名] で御座いますよ夫を何だ探偵めが人を欺騙してこんな處へ連れて來やあがつて殺すといふのハ全體何といふ事で御座いますよ」 [記事 20]
- ・「[被害者名] を殺せしハ自分にあらず全く證人の爲めに陥れられしなり」 [記事 29]
- ・「犯人は自分にあらずして他にある」 [記事 38]
- ・執行直前に面会した弁護士に対して、「ハイ彼れ丈の事實があつたなら私でも私が殺したと判断します。ですから強いて争ひは致さぬ併し永い眼で見て居て下さい必ず眞實の犯人が外に出て來ます」と述べて、薬屋殺しを否認した。 [記事 45]
- ・「私は今冤罪によりて刑に處されんとします然し神は必ず我心の公明なる事を知り給ふ事と信じます此の期に及んで何も言ひ遺す事はありません私の靈魂なき死骸は何の宗教に依りて葬るとも差支ありません今や私は神の大なる恩恵に依りて天國に赴かんとする所です御嘆きなさらぬ様に願ひます」 [記事 69]  
→冤罪を訴える言葉

1 | 執行開始時刻、執行終了時刻及び執行所要時間

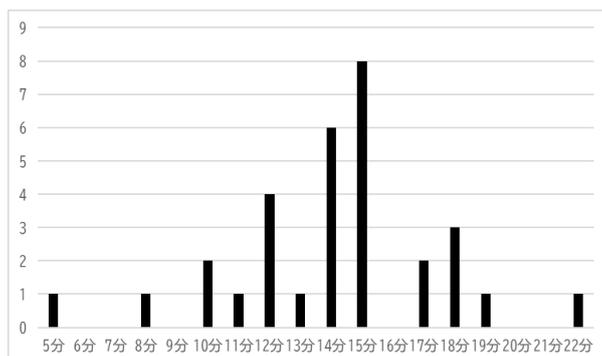
執行開始時刻	記事番号 (*は絞首台に上った時刻を記載)
7時40分	記事 82 [銃殺によるもの]
7時50分	記事 41
8時00分	記事 7、38、76、87
8時11分	記事 56*
8時20分	記事 39
8時21分	記事 42
8時30分	記事 65、86
8時40分頃	記事 2
8時41分	記事 37
8時50分	記事 15
9時00分	記事 18、19、22、32の1人目、34、40、61、63、64 (別事件の3人を同時に執行)、66、77、78、80、81、85、89
9時03分	記事 73
9時10分	記事 29、44*
9時15分	記事 51
9時20分	記事 20、52の1人目、62
9時30分	記事 27*、30、50、55、70
9時37分	記事 45*
9時40分	記事 24、35*、49、59*
9時41分	記事 47*
9時45分	記事 53*
9時50分	記事 52の2人目
10時00分	記事 48の1人目*、67、68 (別の事件の2人を同時に執行)、71、72、79、90
10時26分	記事 48の2人目*
10時58分	記事 69
11時00分	記事 83 (2人を同時に執行)
11時30分	記事 84 (2人を同時に執行)
正午少し前	記事 91
9時~11時前の間	記事 60 (この時間帯に3人を順次執行)



執行開始時刻別執行人数 (概数で記載されたものを除く)

執行終了時刻	記事番号 (執行終了時刻のみを伝える記事のみ)
8時24分	記事56
8時52分	記事4 (同日最後に執行された3人目の終了時刻)
9時25分	記事28
9時53分	記事20 (遺体の引渡し時刻)、35
9時55分	記事59
9時58分	記事53
10時16分	記事48の1人目
10時44分	記事48の2人目

執行所要時間	記事番号 (*は開始時刻と終了時刻から算出したもの)
5分	記事16
約5分	記事1
約7分	記事80
8分	記事18
10分	記事24*、47 <sup>34</sup>
11分	記事77
12分	記事27、37*、44、57
13分	記事73
14分	記事4の3人目、21の2人目、52の1人目*、70、71、83の2人目
15分	記事4の2人目、45、50*、55*、65、67、74、89、dw
17分	記事31、83の1人目
18分	記事4の1人目、41、48の2人目*
19分	記事52の2人目
22分	記事25
10分乃至 15分くらい	記事58 (6人を順次執行したもの)



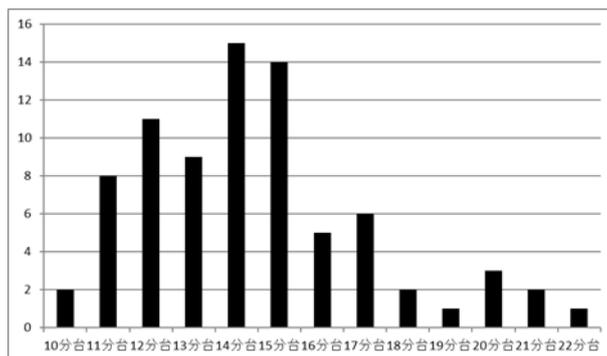
執行所要時間別執行人数 (概数で記載されたものを除く)

執行所要時間	
平均	14分08秒
中央値	14分00秒
標準偏差	3分18秒

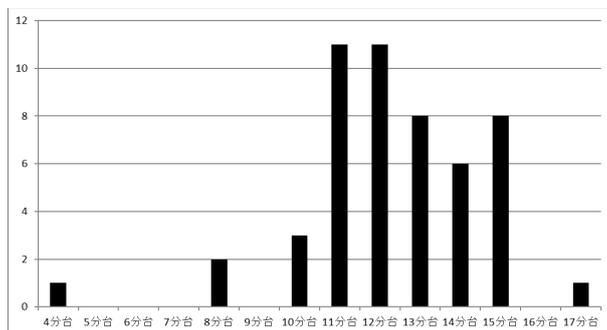
(概数で記されたものを除く 31件を対象)

<sup>34</sup> 記事は10分で絶命したとも記載するが、一方で、午前9時41分に絞首台に上り、9時50分に絶命したとする。

[参考]



GHQ/SCAP 資料記載の一般刑法犯の執行所要時間別執行人数<sup>35</sup>  
(1947年9月～1951年3月)



GHQ/SCAP 資料記載のB級戦犯の執行所要時間別執行人数<sup>36</sup>  
(1946年4月～1947年12月)

執行所要時間	一般刑法犯	B級戦犯
平均	14分36秒	12分18秒
中央値	14分15秒	12分00秒
標準偏差	2分37秒 (79件)	2分11秒 (51件)

<sup>35</sup> 永田②58-70頁。原資料については、永田⑧、永田⑨において紹介している。

<sup>36</sup> 永田②71-73頁。原資料については、永田⑩において紹介している。

## 1.2 遺体の状況及び取扱い

- ・遺体は、両眼を張り、歯を食いしばり、口を閉じ、手足を伸ばして大の字となっており、被執行者がその死を憤っていることが凜然と現れていた。〔記事5〕
- ・遺体の形相は二目と見られる凄さであった。〔記事74〕

約2年前の執行直後の被執行者の写真（被執行者が白布で覆われた棺の中に横臥した悲壮を極めたもの）が頒布されている（記事75）

### 被執行者の遺体の取扱い

#### ①遺体の引き取り先

- ・親族（記事1、2、8、20）
- ・夫婦がいずれも被執行者であって、女性の被執行者が独房で自らの子（3歳）を養育していた事案において、その遺体及び同人らの子の引き取りのために、同人らの11歳の子が出頭したが、年齢に鑑みて引渡しは認められなかった。〔記事21〕
- ・親族及び有志の者（記事4<sup>37</sup>）
- ・住職（記事25）

#### ②引き取りなし

- ・火葬（記事69）
- ・引き取りなし、監獄内の墓地等に埋葬（記事17、24、47、53<sup>38</sup>）

#### ③被執行者の意思に基づいて解剖（記事6、9、43、71）<sup>39</sup>

---

<sup>37</sup> 3人の被執行者が順次執行されたとの記事である。親族又は有志の者がそれぞれ誰の遺体を引き取ったのかは記載されていない。

<sup>38</sup> 記事24には、ひとまず埋葬されたと記載されている。また、記事47には、被執行者の実弟が上京して引き取るどころ、火葬して墓地に仮埋葬されたと記載されている。

<sup>39</sup> 記事65は、「死後は學術研究の資料になるかも知れませんが解剖に附して下さい」と最期の言葉を遺したことが記載されているが、解剖されたかは不明である。

## 第5 総括

### ①執行の様子取材・報道

刑場に入って執行を参観することが新聞記者に許可されていた  
執行の様子が報道されていた

↓↓↓

上記許可がなされなくなった後も、その報道を制約しようとする動きがあったものの、  
執行の様子は報道され続けていた

### ②報道の内容

報道された執行の様子は、具体的に詳細なものも多かった

### ③刑場の取材

メディアによる刑場の取材が全く認められてこなかったわけではなかった  
少なくとも3人の司法大臣・法務総裁・法務大臣が認めていた

明治以来、執行に関する情報は、非開示が常態であったわけではない

→開示と非開示の間で一往一來を繰り返してきた

開示された際には、メディアによる取材及び報道によって具体的に詳細な情報が提供されていた

→情報提供が何らかの支障をもたらしたという事実は確認されていない

- ・スムーズに執行されているのであれば、執行に関する情報の開示により、執行、そして死刑制度の正当性を維持し、さらに高めることができる
- ・スムーズに執行されていない（又はそのような例がある）のであれば、執行の方法及び手順等を改善するために、執行に関する情報を開示することによって、広く知見を募り、よりよい執行のための方策を講じなければならない

→情報の開示によって、結果として、執行、そして死刑制度の正当性を維持し、さらに高めることができる

↓↓↓

今後も死刑制度を維持していくためには、執行に関する情報を  
できる限り多く開示しなければならない<sup>40</sup>

---

<sup>40</sup> 本報告のテーマについては、補遺の記述も取り込んで英語論文を執筆済みであり、Nagata①として公表する予定である。

引用文献

(あ行)

朝日新聞	朝日新聞平成22年8月27日夕刊
荒井編	荒井龍男編「死刑台への道」アサヒグラフ1208号(1947)14頁以下

(か行)

開拓使①	「犯罪人用絞罪器械建設ノ見込ニ付本庁へ該刑具建造費通牒相成度件」開拓使札幌本廳記録局公文課『根室文移録 来 丙一ノ四 明治十一年』(北海道立文書館所蔵の開拓使文書。請求記号: 簿書/2417 [件番号59])
開拓使②	「絞罪器械建造入費金取調方ノ件」開拓使根室支廳記録課公文係『本庁往書 一 共二冊 明治十一年自一月至五月』(北海道立文書館所蔵の開拓使文書。請求記号: 簿書/2942 [件番号82])
行刑制度調査委員会	行刑制度調査委員会『行刑制度調査答申書(壹)』(行刑制度調査委員会、出版年不明)[公益財団法人矯正協会矯正図書館収蔵](出版年は1923年乃至1924年であると思われる)
検察月報	「死刑囚について」検察月報73号(1955)1頁以下、9-11頁。

(さ行)

重松	重松一義『近代監獄則の推移と解説——現行監獄法への史的アプローチ——』(北樹出版、1979)
司法省編①	司法省編『自明治八年 至明治九年 司法省第一回報告』(司法省、刊行年不明)
司法省編②	司法省編『司法省第二年報 明治九年』(司法省、1881)
司法省編③	司法省編『司法省第三年報 明治十年』(司法省、1881)
司法省編④	司法省編『明治十年刑事綜計表』(司法省、刊行年不明)
勢藤	勢藤修三『死刑の考現学』(三省堂、1983)

(た行)

高橋	高橋通泰「絞首刑」石井武夫編集頒布『終戦直後の回顧——中日新聞記者たちの追憶——』(1989)30頁以下
手塚	手塚豊『明治刑法史の研究(上)』[手塚豊著作集]第四巻』(慶應義塾大学出版会、1994)所収]

(な行)

中川弁護団ほか編	中川智正弁護団ほか編著『絞首刑は残虐な刑罰ではないのか?——新聞と法医学が語る真実——』(現代人文社、2011)
名古屋タイムズ	名古屋タイムズ昭和22年12月12日
永田①	永田憲史「明治初期の死刑宣告の動向——京都府史登載の全死刑宣告事件を素材に——(1)」関西大学法学論集71巻1号(2021)1頁以下 < <a href="http://doi.org/10.32286/00024084">http://doi.org/10.32286/00024084</a> >
永田②	永田憲史「死刑執行始末書の分析 ——絞首刑の実態に迫る——」川端博ほか編『理論刑法学の探究 第9号』(成文堂、2016)49頁以下
永田③	永田憲史「旧名古屋刑務所の刑場の写真——報道機関に対して昭和22年に公開された絞首台」法学セミナー747号(2017)6頁以下

- 永田④ 永田憲史「旧名古屋刑務所の刑場に関する公表禁止とされた新聞記事——プランゲ文庫所収検閲新聞ゲラ——」ノモス42号(2018)53頁以下  
<<https://www.kansai-u.ac.jp/ILS/publication/asset/nomos/42/nomos42-03.pdf>>
- 永田⑤ 「絞罪器械圖式の頒布と絞罪器械の設置実務——明治初期の絞首刑の執行を巡る資料を読み解く——」関西大学法学論集68巻5号(2019)93頁以下  
<<http://hdl.handle.net/10112/16600>>
- 永田⑥ 「明治初期の北海道における絞罪器械の設置——北海道立文書館所蔵の簿書を素材に——(1)」関西大学法学論集74巻1号(2024)掲載予定
- 永田⑦ 「明治初期の北海道における絞罪器械の設置——北海道立文書館所蔵の簿書を素材に——(2・完)」関西大学法学論集74巻4号(2024)掲載予定
- 永田⑧ 永田憲史『GHQ文書が語る日本の死刑執行——公文書から迫る絞首刑の実態——』(現代人文社、2013)
- 永田⑨ 永田憲史「死刑執行始末書56件の紹介——1947年7月～1949年12月——」関西大学法学論集63巻6号(2014)480頁以下  
<<http://hdl.handle.net/10112/8365>>
- 永田⑩ 永田憲史「B級戦犯死刑執行関係書類」関西大学法学論集65巻4号(2015)165頁以下  
<<http://hdl.handle.net/10112/9617>>
- Nagata⑪ Nagata, K., From Disclosure to Secrecy: The Execution of the Death Penalty in Modern Japan, *46 Kansai University Review of Law and Politics* (2025) 出稿予定(英文校閲済)
- 年報死刑廃止 「資料・刑場公開」年報・死刑廃止編集委員会編『年報・死刑廃止2010』(インパクト出版会、2010)104頁以下

(は行)

- 布施① 布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察——絞首刑の残虐性を中心に——(I)」龍谷法学47巻1号(2014)57頁以下
- 布施② 布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察——絞首刑の残虐性を中心に——(II)」同47巻2号(2014)1頁以下
- 布施③ 布施勇如「日米の死刑執行を巡る透明性に関する一考察——絞首刑の残虐性を中心に——(III)」同47巻3号(2015)113頁以下
- 保坂 保坂展人『『刑場公開』について』年報・死刑廃止編集委員会編『年報・死刑廃止2010』(インパクト出版会、2010)96頁以下

(ま行)

- 向江 向江璋悦『死刑廃止論の研究』(法学書院、1960)
- 宮城県 「監獄署施設建築(絞罪場出来形帳、土蔵目論見帳)」内「絞罪場出来形帳」『官省伺留 土木係』(宮城県公文書館所蔵。配架年号番号: 明治、配架年度番号: 10、配架番号: 0036)。

(アルファベット)

- DPIC Death Penalty Information Center Execution Database  
<<http://www.deathpenaltyinfo.org/views-executions>>
- Espy Espy, M. W. and Smylka, J. O., Executions in the U.S. 1608-2002: The Espy File

<http://www.deathpenaltyinfo.org/executions-us-1608-2002-esp-y-file>

NDL①

「熊谷県絞罪具据付場所購求并同器械新製・二条」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第三百六十六卷・治罪二十・監獄四

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M0000000000000859447>

NDL②

「熊谷県絞罪器械新営ニ付上家取設ノ儀伺」公文録・明治七年・第五十九卷・明治七年六月・内務省伺（六・布達并達）

<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M000000000000093052>

## 〔資料〕 引用記事の概要

### 記事 1～91

#### 記事 1

明治16年7月7日執行 讀賣新聞明治16年7月6日付3面

37歳。女性。

検事、書記、副典獄その他の獄吏が立ち会う。執行の用意が全て調うと、刑場の傍らにある假牢に控えさせられていた被執行者は、押丁及び監守人により、囚衣を脱がされて、検拳されたときに着ていた袴衣を着せられ、浅草紙で面部を覆われ、後ろ手に縛られて刑場に引き出された。その後、被執行者は、絞首台の梯子を上った。監守から用意が調った旨が告げられると、踏板が外され、被執行者の身体は首を縊って、1丈（約3.03m）余りの高さから「ズドン」と釣り下がったところ、被執行者は肥満体で体が重かったため、釣り下がる弾みに首が半分ほど引き切れたため、血潮が四方へ迸り、5分間ほどで絶命した。その後、絞縄が解かれた。死体は被執行者の兄からの願い出を受けて同人に引き渡された。

#### 記事 2

明治18年5月7日執行 大阪朝日新聞明治18年5月8日付1面

士族、34歳。

副典獄より本日死刑執行する旨を申渡される。法の規定に則って、白木綿により両眼を蔽ったところ、被執行者は、かねて覚悟していたと見え、「眼かくしに及び申さず」と述べたが、「是も定法なり」として両眼を蔽わされた。被執行者は、絞罪器械に上らされたとき、「暫時御待下され」と乞い、辞世の和歌を口ずさみ、「是にてよろし」と述べ、8時40分ごろに執行された。遺体は親族の願いにより下げ渡された。

#### 記事 3

明治19年2月15日執行 大阪朝日新聞明治19年2月16日1面

平民、年齢不明（記事は50歳前後に見えるとする）

少しも怖気づいた様子がなかった。死を惜しむという意味の一言を述べた後、執行された。

同日に死刑宣告、即日執行。治罪法によらず、旧法に従って執行。

#### 記事 4

明治19年10月2日執行 讀賣新聞明治19年10月3日2面

加波山事件。被執行者3名。年齢記載なし。

警視副總監、警視官、検事、典獄ら70名あまりが立会う。

午前7時45分、1人目の被執行者が白い紙で目隠しをされて押丁3名に助けられて假監を出て地上を15歩ほど歩き、絞首台の階子を上ると、ほどなくガタンという音とともに絞首台から垂下し、18分間で絶息した。

2人目の被執行者も同様に15分間で絶息した。

3人目の被執行者も同様に14分間で絶息し、午前8時52分に執行が終了した。

遺体はいずれも親族又は有志の者によって引き取られ、寺の墓地に埋葬された。

#### 記事5

明治19年10月7日執行 大阪朝日新聞明治19年10月8日1面

平民、年齢記載なし。

前日に監獄から刑場へ向かう途中も随分と粗暴の挙動であった。

遺体は、両眼を張り、歯を食いしばり、口を閉じ、手足を伸ばして大の字となっており、被執行者がその死に憤っていることが凜然と現れていた。

#### 記事6

明治19年12月28日執行 大阪朝日新聞明治19年12月29日1面

平民、35歳。

刑場においていささかも臆する様子がなく、辞世の和歌を朗読して心静かに執行された。死後に遺体を解剖して医師の参考に供せられたい旨を遺言としていたことから、執行後に遺体が監獄内において解剖された。本件執行前に破獄して逃走していた。

#### 記事7

明治20年5月19日執行 大阪朝日新聞明治20年5月20日4面

士族、30歳。平民、27歳。

午前8時に執行。

#### 記事8

明治20年5月21日執行 大阪朝日新聞明治20年5月22日4面

医師の子、年齢記載なし。

被執行者の兄弟及び息子が面会を願い出たが、出獄のときであったため叶わなかった。しかし、被執行者が押丁等に引かれて囚車に移るときにたまたま被執行者の息子の顔を見て、「オゝ坊かよう来て呉れたノウ決して此父のやうに悪いことをせぬやう大人しく成人して呉れよ」と涙ながらに声を掛けることができた。刑場において典獄から執行を申し渡されると、厚く礼をなし、「覆面の儀はせざる事を許されよ」と述べて泰然として絞首台に上って執行された。遺体は弟に下げ渡された。

#### 記事 9

明治21年5月16日執行 大阪朝日新聞明治21年5月17日2面

22歳。

刑の執行に先立って、辞世の歌を添えて、「先立つ不孝の罪を只管お許し下されたく〔被執行者の弟〕は我跡にて母に孝養盡すべきやう是のみ頼上候」と実母と弟へ手紙を送った。所持金30銭により寿司1箱、鯛の切身1片、羊羹1棹を買い求めてこの世の思い出に残さず食べ、各自に一礼を述べ、静かに執行された。死後の解剖を情願していたため、遺体は解剖された。

#### 記事 10

明治21年6月16日執行 大阪朝日新聞明治21年6月17日4面

農民、37歳。

刑場に着く前、係官に対して、瓜の奈良漬と白飯を乞い、これらを茶漬けにして食べた後、3首の辞世の歌を詠んだ。染物商として家族に遺すため、色染法を細々と記したものを懐に持っており、藍の購入先も記されていた。

#### 記事 11

明治24年8月22日執行 讀賣新聞明治24年8月26日3面

41歳。女性。

被執行者は、控訴審で死刑が維持されたことを伝えられると、手摺に取り付いて、「旦那様何卒御免なさい」と一声高く叫んで、涙を泉のように流し、立ち上がることができなくなった。被執行者は、付添いの看守らによっていろいろと説諭され、そのまま馬車で刑場のある監獄に移送され、執行された。

#### 記事 12

明治25年6月7日執行 讀賣新聞明治25年6月12日3面

被執行者2名。27歳及び36歳。

被執行者2名は、いずれもそれまでの教誨の効果が著しく、執行に臨んで動じる様子もなく、数首の雑詠を遺した。教誨師が最後の教誨をすると、被執行者2名は、顔に微笑みを湛え、これから仏土に赴くことを楽しむかのようにであった。教誨が終わると、被執行者2名は、同囚の者たちに対して、丁寧な別れの挨拶をし、立会の係官がその殊勝な挙動に感に堪えなかったと言う。

### 記事 13

明治26年7月27日執行 読賣新聞明治26年8月1日別刷1面

鰻裂き雇人、年齢記載なし。

被執行者は、執行の申渡しがなされると、頻りに愁傷の様子を見せたが、しばらくして、「死期際にのぞみ申上度き一大事の〔2字読解不能〕バ死刑三日間の御猶豫を願ふ」と声を放って涕泣し、その場を全く動かなくなってしまったため、看守らが被執行者を引き立てて刑場へ連行した。執行の際、絞罪器械が2度も外れて（絞縄が外れたという意味であると思われる）、被執行者は、2度地上に落下し、執行がやり直されることとなった。看守の1人は、「いまだ例なきのみならず別に日もあるべきに土用の丑の日に鰻裂きの男が死刑を受くるとハ奇怪の事よ」と呟いた。

### 記事 14

明治27年7月19日執行 読賣新聞明治27年7月23日3面

年齢記載なし。

吏員が被執行者に対して、「何か言遺すことハなきか」と尋ねると、被執行者は、顔に微笑を含み、「素より大罪を犯したる身の遺言とてもなけれど只永々諸君方の御厄介になりしお禮を申します」と言って殊勝に執行された。

### 記事 15

明治28年10月30日執行 朝日新聞明治28年11月3日3面

年齢記載なし。

午前8時50分に執行。「最早この期になつてハ遺言することもありませぬ」と言って平然と執行された。

### 記事 16

明治29年9月3日執行 読賣新聞明治29年9月15日3面

27歳。

被執行者は、死をもって罪を贖おうと決意したようでその挙措はすこぶる健気であった。

「絞首場ハ監獄署の裏手南方の一隅にあり絞首臺ハ六本の柱礎に支へられたる長さ一間半幅一間餘の堅牢なる手欄ある木臺にして左右両側の中央なる柱ハ太くして且つ高く臺上に貫き其上に梁木ありて梁上より二條の綱索垂下せり問はずして其絞首の料たることを知る臺の高さハ一間餘臺前に九階の梯子あり劔の山を登りつむれば臺の中央に三尺四方の切目ある堅板あり此の板臺こそ即ち人間の俎にして一條の釣索斷ゆると共に其板ハギイガタンと音すると同時に忽ち地獄の門ハ開いて罪人ハ即ち柱梁にかゝれる綱索に釣られて三寸息絶え萬事休す絞首臺ハ蔽ふに二間四方高さ三間許の屋根を以てせり臺ハ南向にして臺前に三間餘の空地あり庭前に荒蕪を敷き手桶柄杓の備あり」。

午前9時に執行するために、午前8時30分頃より、憲兵5名、巡査6名、警察署長、警部らが臨場し、検事の認許を得た参観者30名ほどが来集し、検事正、監獄署長、教誨師、獄医、獄丁、看守、掛員全員が着席した。午前9時すぎと思われるころ、被執行者は、3人の獄丁に擁護されて絞首台の前にやって来た。被執行者は、その弁護人がこの日のために特別に新調した白の単衣を着て、白足袋を履き、網笠を目深にかぶってしずしずと歩いて絞首台の前に来ると、刑手はその網笠を取り去った。被執行者の「面貌ハ肥満シテ頬骨廣ク」して、被執行者の鼻眼は、観衆を一瞥し、被執行者は、検事正及び監獄署長らに一礼して荒蕪に座った。監獄署長は愁然として被執行者に向かって、執行について懇切丁寧に諭した。その上で、「申残す事あらバ唯今申置けよ」と命じたが、被執行者は、少しも悪びれた様子なく、平然自若として、在獄中諸員の厄介となったことに礼を言い、さらに教誨師及び弁護人に対して謝意を表することを望んだ。また、被執行者は、一言の懺悔を述べることを望み、これが許されると、それを絞首台の上で行うことを乞い、その許しを得た。被執行者は、紙袋で顔を覆われると、絞首台に上ろうと階段に足を掛けた。その足は、少しも震えておらず、一段一段しずしずと9段全てを上り終わった。3人の刑手が被執行者を囲んで立った。被執行者は、絞首台の上で座って人生最後の懺悔を述べた。

「余ハ罪といふ罪、悪事といふあらゆる悪事を犯せり、父母の大病の際も會て其家に近きしことさへなく兄弟にも親戚にも會て人道を盡せし事なく常に彼等を苦しめし事あるのみ余ハ殺人罪の大悪人なり死ハ元より當然のみ余ハ畏れ多くも天皇陛下の大命に依つて宣告執行せらるゝこの極刑に對して怨言と發すべき理由を有せず、余が如き大悪人の一人を殺すハ他の平和なる四千餘萬人の生命財産を保全する爲にして其死に當するハ元より當然のみ何人も怨む所なし余ハ實に余の悪罪の世人を迷惑せしめし事を自ら感じて懺悔の情に堪えず〔以下は紙面において省略されている〕」。被執行者は、この言葉を述べるに当たって、その語勢は少しも乱れず、蕭然として説き終わった。被執行者は、既に十分その死について覚悟していたようであった。被執行者は、絶命の句を詠むことを請い、「余ハ無教育にして美辭の何物たるやを知らず言ふ所詞を爲すや否やハ知らざれども乞ふ和歌三首を詠ぜん」と言って辞世の歌3首を詠んだ。その口吟が終わる否や、刑手が絞首台下の釣索に手を触れたのが見えると瞬く間に踏板が開いて絞縄がたちまちのうちに下がって被執行者は絞首台の下に垂下された。被執行者は、数回微動し、執行開始から5分間で絶命した。

## 記事 17

明治31年3月11日執行 朝日新聞明治31年3月13日5面

年齢記載なし。

立会検事が被執行者に対し、「死刑執行済の上ハ刑法第十六條に依り死体ハ親戚又ハ故舊の内孰れへなりと引渡すに付其方が望の者の姓名を申立てよ」と尋ねたところ、被執行者ははらはらと落涙し、「御懇の仰難有存じ奉りますけれど斯る大罪を犯したる者何方にても快く死体を引取り呉るゝものハ候ふまじ縦し引取り呉るゝ好意ありとも自分に於てハ死しゝても其人に面を見らるゝを慚入れバ御執行後は何處なりとも御取棄てありたし」と述べたため、遺体は監獄内の埋葬地へ埋葬された。

### 記事 18

明治31年9月26日執行 朝日新聞明治31年9月27日5面  
鍛冶職人、28歳。

午前9時に執行。被執行者は小太りで壮健な男性であったが、8分間で絶息した。

### 記事 19

明治31年11月8日執行 朝日新聞明治31年11月9日4面  
雇人足、29歳。

午前9時に執行の言渡しを受け、直ちに執行された。被執行者は執行の言渡しを受けた際、黙然として一言も発さず、深く後悔している様子であった。

### 記事 20

明治32年3月29日執行 朝日新聞明治32年3月30日5面

被執行者は公判段階から躁狂を装う様子があり、執行を申渡した際にどれほど騒ぎ立てるか予想もできなかったため、執行当日午前6時30分に被執行者を騙して囚車に乗せ、収容していた監獄から刑場がある監獄へ移送した。被執行者は、執行を悟るとにわかに狂い始めたため、なんとかなだめて囚人溜所で待たせた。同9時少し前に検事らが到着して被執行者に対し死刑執行を言渡したところ、大いに狂い出し、居丈高になって、周囲の人々を睨み回した。そして、「何です死刑ですと何故妾が死刑にされます [被害者名] を殺したのは先達も申上げました通り妾ではなく [人名] で御座いますよ夫を何だ探偵めが人を欺騙してこんな處へ連れて來やあがつて殺すといふのハ全體何といふ事で御座いますよ」と暴れ狂うのをようやく取り鎮め、絞首台へ上らせて同9時20分に執行。同9時53分に被執行者の親戚へ遺体を引渡した。

### 記事 21

明治32年4月12日執行 朝日新聞明治32年4月14日4面  
僧侶、46歳。その妻、37歳。

午前8時ころ、検事らが到着したことを受けて、独房に収容されていた僧侶の被執行者に対し、看守長が「少しく用事あれバ此方に来れ」と声をかけて、新しい下駄を与えて独房から連れ出した。書信室の前で笠と雨覆を与えたところ、被執行者は初めて執行に勘付いてやや逆上したものの、小声で「南無阿彌陀仏、南無阿彌陀仏」と念仏を唱え始めた。刑場まで4、5間のところで、典獄は被執行者に対して執行を申渡し、白い布で両眼を覆い、草履を与えて履かせたが、被執行者はブルブルと震えて、立ちすくんでしまい、簡単に立とうとはしなかった。そのため、看守及び押丁等が被執行者を励まし、絞首台に上らせた。首架を当てようとしたところ、被執行者は、「一寸待て下さい」と2、3回繰り返し、「南無阿彌陀仏、南無阿彌陀仏」と念仏を唱えた後（その間1分間）、執行された。

係員は、直ちに遺体を片付け、20分ほど経って、先ほどの被執行者の妻（以下、「被執行者」と記載する）の執行に取り掛かった。

先ほどの被執行者と同様の手段により、被執行者を独房から連れ出そうとしたが、被執行者の3歳の子が当該独房にいて、被執行者を連れ出すことができなかった。そこで、看守は、他の独房にいた別の受刑者の同年配の子どもに被執行者の収容されている独房の前を数回往復させたところ、被執行者の子は独房の外へ出たいとしきりに被執行者に縋り付いたため、看守は、被執行者に対し、「一寸出して遣てハ如何」と声を掛けた。被執行者は、「どうぞ願ひ升」と頼んだため、看守は被執行者の子を独房の外へ連れ出した。被執行者の子は非常に喜び、他の独房の子どもと連れ立って遊びに出掛けた。看守は、被執行者に対し、「今看守長が其方に少し用事があるとのことなれば來れ」と呼び出した。もともと大胆な被執行者は、一向に平気といった顔で「畏まりました」と述べて、刑場に到着した。夫が執行されたことを申し渡されても、被執行者は別段驚く様子もなかったが、白い布で両眼を覆われると、「一寸お待ち下さい小便が」と頼み始めた。しかし、係官はこれを許さず、被執行者を直ちに絞首台に上らせた。被執行者は、ガタンという響きを残して、14分間で絶命した。

被執行者2名の遺体及び彼らの子の引き取りのために、彼らの11歳の子が出頭したが、年齢に鑑みて引渡しは認められなかった（被執行者の遺体及び彼らの子の引き取りがどのようになされたのかは不明）。

## 記事 22

明治32年4月29日執行 朝日新聞明治32年4月30日4面

38歳。

教誨師が被執行者に対し、「念佛を申せ」と言うと、被執行者は、「前夜既に唱え終れり」として応じなかった。また、被執行者は、「首に繩の掛し時成るべく工合の能き所へ繩を廻してくれ」と言って、泰然自若として午前9時に執行された。

## 記事 23

明治32年6月8日執行 朝日新聞明治32年6月10日5面

30歳、女性。

被執行者は、午前8時30分に監房を引き出され、執行を申渡されたが、執行の何たるかを知らず、「何うするのですか」などと問うていた。その後、被執行者は、刑場に引き出されるに及んで、初めて執行の意味に気付き、顔色を変えてしばらく身震いをしていたが、最後には覚悟を決めて泰然自若として執行された。

## 記事 24

明治33年1月16日執行 朝日新聞明治33年1月17日5面

年齢記載なし。アメリカ人。

被執行者は、看守に対して、自分は海外に来て大罪を犯して処刑されるが、死後は神の御下に至り、立派な者に生まれ変わると誓っていた。執行前日の午後3時、司法大臣から執行の指揮を受け、典獄は執行の準備に着手した。典獄が被執行者に対して執行を申渡し、懇々と説諭したところ、被執行者はかねて覚悟をしていた様子で動じることもなく、首を垂れて落ち着いた雰囲気の中で典獄に対して日頃から教誨を受けているアメリカ人宣教師を呼んで欲しいと願った。同日午後3時30分頃、宣教師が到着し、教誨を受けると、被執行者はいよいよ悔悟の情を示した。宣教師が帰った後、被執行者は、典獄らに対し、長くお世話になったことについて厚く感謝の意を述べた。被執行者は定刻に就寝したが、ときどき太いため息を漏らしていた。

執行当日、被執行者は、午前6時頃に起き出して、顔を洗い、食事をした。食事は、パン1斤に牛肉その他の食品をまぶしたものであり、被執行者は悠々とこれを食べた。その後、被執行者は、運動場に出て、いささかも悪びれる態度を示さなかった。被執行者は、宣教師が再び訪れると、教誨を受けた。同日午前8時、被執行者は、刑場へ移送された。その際、被執行者の哀願によって、宣教師も馬車に同乗を許された。同日午前8時30分頃、刑場に到着し、暫時休憩の後、執行の申渡しがなされた。典獄が「何も申し残すことなきや」と問うと、宣教師も言葉を添えた。被執行者は、申し置くことはないとしつつも、妹が1人いて、今は行方が知れないが、本国に親友がいるため、その者を探して遺書を渡してほしいと願い、宣教師はこれを了承した。被執行者は感佩の余り、宣教師及び典獄らに握手の礼をして喜び、覆面の下から涙が落ちるのが見えるほどだった。被執行者は、監獄が給与した浅葱木綿の上着に黒羅紗のズボンを身に付けていたが、執行の際に汚れたところを見られることを恥じて、腰より下を黒木綿で覆っていた。同日午前9時30分、被執行者は看守に導かれて絞首台に泰然と歩み寄って上り、午前9時40分に執行され、9時50分に絶息した。今日まで、かくのごとく悠々と執行された者はいなかったと言う。遺体は、ひとまず監獄墓地へ埋葬された。

## 記事 25

明治33年2月17日執行 朝日新聞明治33年2月18日5面

年齢記載なし。

執行前日の午後、司法大臣より執行の命令を受けた典獄は、被執行者に対して執行を申渡した。被執行者は、「附てハーツの願あり執行前に拙者の遺骸を埋葬する筈なる〔地名〕町二丁目〔寺院名〕寺の住職〔氏名〕師に面會を得度し依つて御取計ひ願ひ度し」と述べたため、典獄はその手続を行った。被執行者は、先非を悔いた手紙をこの住職に送っていた（手紙の全文が紙面に掲載されている）。

しかし、住職が不在であったため、代わりに住職が執行当日午前8時に被執行者を訪ねた。被執行者は、この住職に対して、「自分は是まで世上に害毒を流したる實以て耻入りた

る次第なり」などと大罪を犯すべきではないことを述べてなおも何か言い出そうとしていたが、執行の時刻が迫ってきたため、話をやめざるを得なかった。被執行者は、白木綿の綿入に黒の羽織を着て、白足袋を履き、看守の護送によって午前9時20分に刑場に向かい、執行の言渡しを受けた。典獄及び教誨師から懇ろな教誨を受けた後、被執行者はその場にいた者たちに礼を述べ、辞世の歌を2首口ずさんだ。被執行者は、従容と執行され、22分間で絶命した。

執行当日に訪れた住職が遺体を引き取り、火葬場に送って荼毘に付した。

## 記事 26

明治33年2月17日執行 讀賣新聞明治33年2月18日3面

年齢記載なし。

被執行者は、控訴の豫納金の免除を出願したが許されず、このことを大審院に抗告したが却下されていたことから、執行に際してひたすら怨言を連ねて泣き倒れ、看守に殊更に手数を掛けさせた。その後、検事及び書記等の係官立会の上で、執行された。

## 記事 27

明治33年2月17日執行 讀賣新聞明治33年2月18日3面

年齢記載なし。

司法大臣より執行の命令がなされ、執行前日に控訴院より執行指揮書が監獄署に送達された。

執行当日、午前8時5分頃、被執行者は監房から出され、執行が申渡された。被執行者は、特に臆した様子はなく、典獄、第二課長を始め、これまでに世話になった看守に向かって挨拶をした。その後、被執行者は、2人の看守に守られて刑場のある監獄署に移送された。

刑場のある監獄署では、別の被執行者（記事26）が執行されており、その後に、本被執行者の執行がなされることとなった。被執行者は、白木綿の綿入に黒の羽織を着て、白足袋を履いていた。被執行者は、絞首台に上る際、立ち会う検事及び書記等の係官らに対して、静かに別れの挨拶をし、辞世の歌2首を朗吟した。被執行者は、午前9時30分に絞首台に上らされ、執行された。執行は、12分間で終了した。

## 記事 28

明治35年3月12日執行 朝日新聞明治35年3月13日5面

士族、無職、年齢記載なし。

被執行者は、執行の前々月に新調した白キャラコの上着に同じ帯を締めて、午前9時に刑場に到着した。教誨師が最後の教誨を加えようとしたところ、被執行者はこれを断り、「最早是までに教誨を受けたる身故拜聴にハ及ばず只希くハ[家族氏名]へ自分死後の回

向を頼みくれよ此事ハ既に手紙にて申送たれど尚貴師に頼むなり」と声を曇らせて述べた。その後、落ち着いた様子で絞首台に上って執行され、午前9時25分に死亡した。

### 記事 29

明治35年5月21日執行 朝日新聞明治35年5月22日4面

38歳。

被執行者は、絞首台に乗ってもなお、「[被害者名]を殺せしハ自分にあらず全く證人の爲めに陥れられしなり」と言い続けていた。午前9時10分に執行。

### 記事 30

明治35年10月10日執行 朝日新聞明治35年10月11日5面

平民、40歳。

被執行者は、身震え、足萎えて深く罪悪を悔いる様子であった。教誨師に向かって、「斯くなりては別に此世へ申残す事もなけれど心にかゝるは長女[長女の名](17)と長男[長男の名](14)の2人の子なり願ふは此2人の子に決して悪き事をすな父の様な不心得の者になるな跡の回向を頼むとの事を申遣はされたし」と述べて絞首台に上った。午前9時30分に執行。

### 記事 31

明治35年12月24日執行 朝日新聞明治35年12月25日5面

乞食、32歳。

午前9時40分に執行を申渡されたところ、被執行者は、「少々申置きたきことあれば今一日執行を猶豫ありたし」と哀願して立たなかった。教誨師が厚く諭したところ、被執行者は、「然らば夕方まで延引してくれ」と言っておいおいと泣き出して絞首台に上らず、暴れ回ったため、獄吏によって引き立てられて執行され、17分間で落命した。

### 記事 32

明治36年1月7日執行 朝日新聞明治36年1月8日5面

31歳。30歳。

午前9時に30歳の被執行者を先に執行。被執行者は、自らが執行される絞首台を先年建築していたことから、心に咎めた様子で、しばし悄然としてももの思いに沈んでいた。被執行者は、教誨師に対して、「此死刑臺は[1字読解不能]に自分の手に成りし仕事にて今日自分が大罪を犯し此死刑臺の露と消江んとは思ひ設けぬ事なりき何卒此[被執行者名]を手本として悪の報いの恐ろしきを他の囚徒に御諭しあるやうお願い申す」と言い終わると執行された。

その後、31歳の被執行者を執行。この被執行者も、深く因果の理を悟って、30歳の被執行者と同様の述懐をし、執行された。

### 記事 33

明治36年5月26日執行 讀賣新聞明治36年5月27日4面

37歳、42歳、39歳。

検事、書記及び典獄立会の上、順に執行された。

最後に執行された39歳の被執行者は、しきりに警察署に対して悪言を放っていた。

### 記事 34

明治36年6月24日執行 朝日新聞明治36年6月25日5面

農民、57歳。

被執行者は、顔色を失い、体は綿のようにただ打ち震えて、人心地を弁えなかった。午前9時に執行。

### 記事 35

明治37年1月22日執行 朝日新聞明治37年1月23日5面

農民、30歳。

午前9時に立会の検事が被執行者に対して、「親族等へ文書又は傳言すべきなきや」と尋ねると、被執行者は、「左様の必要なし自分は元來強盜をなす目的に非ざりしも或情婦と夫婦となるべき契約ありて金の必要を生じ遂に大罪を犯したる者なれども兇行後は死刑の覺悟をなし居たるのみならず再審の爲め七箇月間も生き延びたれば満足なり」と述べた。午前9時40分に絞首台に上り、午前9時53分に執行終了。

### 記事 36

明治37年7月30日執行 朝日新聞明治37年7月31日5面

平民、60歳。

被執行者は、立会の検事に対して、「此際に至り最早言ひ遺すことなきも本年八十歳の兩親今尚存命せり願はくは本刑執行の事丈は兩親の耳に入らざる様御注意を乞ふ」と述べて、絞首台に上った。

### 記事 37

明治37年8月12日執行 朝日新聞明治37年8月13日5面

31歳。

被執行者は、執行に際して、「此世に思ひ残す事なきも只日露戦争の終局を見ずして死に就くは如何にも残念なり」と述べた。午前8時41分執行開始、8時53分執行終了。

#### 記事 38

明治37年8月24日執行 朝日新聞明治37年8月25日5面

平民、売薬兼鍼治業、24歳。

被執行者は、「犯人は自分にあらずして他にある」と主張していた。午前8時執行。

#### 記事 39

明治37年10月19日執行 朝日新聞明治37年10月20日4面

ブリキ職、27歳。

掛官より執行の申渡しがなされると、被執行者は、「素より覺悟で御座ります」と答えて悠々と絞首台に上った。午前8時20分執行。

#### 記事 40

明治38年2月15日執行 朝日新聞明治38年2月16日6面

46歳。

被執行者は、絞首台に上ると、執行官に対して「一首辭世を詠じ度きゆゑ暫らく御猶豫あり度し」と求め、頭を垂れて打ち案じたものの、死期迫った身のために心乱れてしまった。そのため、一首の歌をまとめることができず、上の句を詠んだのみで躊躇ってしまい、ただ幾度となく上の句を詠じて当惑する有様であった。執行官はあまりに時間がかかったことから、最早辭世は済んだものと考えて執行した。午前9時執行。

#### 記事 41

明治38年8月24日執行 朝日新聞明治38年8月26日6面

49歳。女性。

典獄から執行を申渡され、教誨師から懇ろに教誨がなされた後、被執行者は、看守4名により左右から支えられるとともに、教誨師に手を取られて刑場に引き入れられ、教誨師から末期の水1滴を口に注ぎ入れられた。被執行者は、盲縞木綿の単衣に白襟の汗取襦袢を着て、草履を履いていた。被執行者は、3年半収容されていた割には衰弱の様子がなかった。被執行者が絞首台に上られるとき、看守が被執行者を慰めて、「お前の手は確かに教誨師に握られて居るよ」と声を掛けると、被執行者は、弥陀に導かれたような心地になったのか、「難有う」と述べた。被執行者が「妾は死は覺悟の前ですが家の事が……」と小声に発した直後の午前7時50分に執行された。被執行者は、18分後の午前8時8分に絶息した。遺体は相続人が引き取った。遺言状が生前に書かれていた。

#### 記事 42

明治39年3月17日執行 朝日新聞明治39年3月19日6面

平民、21歳。

被執行者は、在監中に先非を悟って『寶よせ』及び『三年餘』と題する2つの冊子を書き、これらの冊子を所定の送付先へ送付するよう看守長に求めていた。執行当日、少しも臆するところなく教誨師の言葉を聴き、辞世の歌2首を詠じた。午前8時21分執行。

#### 記事 43

明治40年2月1日執行 朝日新聞明治40年2月4日6面

執行後、遺体は本人の意思に従って病院で解剖された。

#### 記事 44

明治41年7月2日執行 讀賣新聞明治41年7月3日3面

木挽職人、48歳。

もともと2人目に執行された被執行者(記事45)が先に執行される予定だったが、その用意が手間取ったため、順序が入れ替えられてこの被執行者が先に執行された。

被執行者は、典獄から「遺言は無いか」と尋ねられると、「遺言なんざア御座エません」と答えた。典獄から弁当を差し入れられたが、被執行者は、少し箸を付けただけだった。その後、被執行者は、親兄弟に送る郵便を弁護人に代書してもらうよう依頼した。被執行者は、体重19貫(71.25kg)ある肥満体型であった。午前9時10分、被執行者は、絞首台に上ったところ、神色自若の様子であり、執行後12分間で絶息した。

#### 記事 45

明治41年7月2日執行 讀賣新聞明治41年7月3日3面

29歳。

午前6時30分、看守課長は、典獄の命令を受けて、被執行者に対して、その収容されている監房において、本日死刑を執行することを申渡した。被執行者は、死刑執行という言葉に耳にした瞬間、ビクリと身を震わせて少し顔色を変えたが、すぐさま元の通り、平然とした態度に戻った。被執行者は、看守課長に対して、「私は豫て時事新報から臨終の時の覺悟に就て五ヶ條程の問題を提供されて居るし且つ一二の友人にも手紙を書き度いから暫時猶豫を願ひます」と述べて許可を受け、直ちに手紙を書いた。被執行者は、手紙を書き終わると、典獄から弁当を差し入れられ、1粒残さずこれを食べた。当該弁当は、15銭する上等の弁当であり、鱈と烏賊の煮付けに香の物が添えられたものであった。被執行者は、監房を出されて別の部屋で典獄から「親兄弟乃至知己に何か遺言することは無いか」と尋ねられると、「永々お世話様になりましたが私が読み古した書物<sup>(ママ)</sup>か澤山あります之

を此儘にして捨て行くのも残念ですから萬望親戚知己に五六冊宛分けて贈って下さい……」と頼んだ。また、被執行者は、獄中で自ら製作した煙草入れ1個を子どもに形見として贈ってほしいと頼んだ。

記事で紹介されている被執行者の弁護人の説明によれば、被執行者が弁護人に対して秘密の話をしたいと申し述べたため、被執行者を取り囲んでいた看守らはいったん退去した。被執行者は、弁護人に対して、礼を述べた上で、「私は只だ一ツ心配があります。其れは〔被執行者の娘〕が〔被執行者の姓〕家を相續することが出来るか何うかと云ふことです」と述べた。弁護人が被執行者の家には世嗣が他にいないから必ず被執行者の娘が相續することを説明し、そのことを弁護人3人が保証すると伝えると、被執行者は非常にうれしそうにした。また、弁護人が被執行者が否認していた薬屋殺しについて真実を述べるよう促すと、被執行者は、「ハイ彼れ丈の事実があつたなら私も私が殺したと判断します。ですから強いて争ひは致さぬ併し永い眼で見て居て下さい必ず眞實の犯人が外に出て來ます」と述べて、薬屋殺しを否認した。弁護人が辞世がないか尋ねると、被執行者は、弁護人が5、6日前に差し入れた書籍の間に作って入れておいた旨を答えた上でやや考えた末、「先生死際に作ったのが眞正の辭世ですか」と尋ねた。弁護人が「然うだ」と答えると、被執行者は、「それぢやア一ツ眞實の辭世をやりませう」と言って、「おしからぬ……エートおしからぬ……」と繰り返して下の句を考えていたがどうしても思い浮かばなかったため、頭を抱えて考えていた。しかし、典獄が時計を出して見たため、被執行者は執行に赴くべき時間であることを察して話をぴたりとやめて「サア刑場に参りませう」と言った。そして、被執行者は、弁護人に対して、「之が最後のお別れです」と言って強く握手をした。

被執行者は、入浴し、きれいに頭髪を梳き、用意してあったネルの単衣を着て、履き慣れた薩摩下駄を履いて、悠々と刑場へと向かった。細雨が霏々として降りしきっていたため、菅笠を漏れた雨垂れが被執行者の襟首を濡らしていた。被執行者は、刑場に着いて、仮留置場に入ると、丸に丁字を交差させた五つ紋付の浅黄帷子に着替えて、白メレンスの帯を締め、白足袋を履いた。被執行者は、神道及び浄土真宗の2人の教誨師の簡単な教誨と慰撫を受けると、「有難う御座います」と丁寧に一礼し、さらに立会いに来た弁護人と少々語らった。

記事で紹介されている被執行者の弁護人の説明によれば、被執行者は、「私は強盗や殺人犯人と死骸を共に埋られるのは誠に辛い何うか眞言宗の寺に葬って下さい之が最後のお願でムいます」と述べた。仮留置場を出ると、左右から10名ほどの看守が現れ、規定に沿って手錠と腰縄を付けると告げた。被執行者は、「其れ丈は許して下さい」と頼んだため、手錠は免じられた。その後、被執行者は、蓑を着せられ、竹の皮の笠を被らされて刑場へ連れ出された。被執行者の歩きぶりはしっかりしていた。

被執行者は、午前9時37分に従容として絞首台に上って、間もなく執行され、15分後の午前9時53分に絶命した。

## 記事 46

明治41年8月4日執行 讀賣新聞明治41年8月5日3面

資料 14ページ

平民、37歳。

被執行者は、絞首台に上ろうとする際、検事及び典獄に向かって、「今更何も申上ぐることは無けれど僅か六十錢位窃取する爲に老婆を殺し死刑になりては先祖及び両親に對し耻づる次第今少し大きなことでもしてならば諦めも付くことを」などと愚痴を溢した後、「早く遣って下さい」と言って悪びれもせず執行された。

#### 記事 47

明治42年4月23日執行 讀賣新聞明治42年4月24日3面

37歳。

被執行者は、午前7時に典獄の面前に呼ばれて執行の申渡しを宣告されると、ぶるぶると体を震わせて顔色を変えた。被執行者は、最後の食事を終わり（これ以前には最後の食事には御馳走を与えることとされていたが、執行の申渡し以前に執行があることを推知し、そのためにかえって落胆のあまり食事を摂らない被執行者がいたことから、被執行者の精神的な安定を図るべく御馳走を用意しないこととされたため、当該被執行者が御馳走を味わうことはなかった）、入浴した後、教誨師らの懇ろな訓戒を受けて午前9時40分に監房を出た。被執行者は、頭髮は5分刈りであり、鼻下及び顎に粗髭を生やし、白襦袢、黒フランネルに兵児帯を締め、草履を履いていた。被執行者は、絞首台に向かう途中、会う人ごとに「長々御厄介になりました。左様なら」と挨拶をするのみであって、特に遺言はなかった。被執行者は、本願寺から数珠を授けられるほど仏教に帰依しており、その数珠一連、その他の所持品衣類5、6点、書籍5、6冊は実母の下に送ってほしいと依頼したと言う。被執行者は、午前9時41分に絞首台に上り、9時50分に絶命した（記事は10分間で絶命したとも記載する）。

遺体は、実弟が上京して引き取るところ、火葬して墓地に仮埋葬された。

#### 記事 48

明治42年4月23日執行 讀賣新聞明治42年4月24日4面

姦夫、36歳。姦婦、35歳。

姦夫が先に執行される。午前10時に絞首台に上り、10時16分に絶命した。

姦婦が後で執行される。午前10時26分に絞首台に上り、10時44分に絶命した。姦婦はいささかも悪びれる様子がなかった。

#### 記事 49

明治43年2月4日執行 朝日新聞明治43年2月5日5面

農業、32歳。

午前9時、執行を申渡された。被執行者は、最後まで妻子のこのみを言い続けていた。午前9時40分執行。

#### 記事 50

明治43年2月15日執行 読賣新聞明治43年2月16日3面

炭焼業、31歳。

被執行者は、絞首台に上るのが恐ろしくなり、「も一度上告さして下さい」と嘆願したが、獄卒数名で無理やり絞首台に押し上げて、午前9時30分に執行し、9時45分に絶命した。

#### 記事 51

明治43年6月21日執行 朝日新聞明治43年6月22日5面

蚕網製造業、32歳。

被執行者は、「親戚故舊へ遺言あらば代筆すべし」と尋ねられて、「此期に及んでは最早何も言ふべき事なし」と答え、従容として午前9時15分に執行された。

#### 記事 52

明治43年12月13日執行 朝日新聞明治43年12月14日5面

農業、38歳。農業、35歳。

38歳の被執行者は、午前9時20分執行、午前9時34分絶命。

35歳の被執行者は、「残る妻子を何分宜敷」と言い遺した。午前9時50分執行、午前10時9分絶命。絶命までの時間に19分間を要したのはこれまでに前例のない長時間であった。

いずれも潔く執行される。

#### 記事 53

明治43年12月20日執行 読賣新聞明治43年12月21日3面

59歳。

被執行者は、午前9時に執行を申渡されると、ミカン10個を乞い、その全てを食べた。

被執行者は、午前9時45分に絞首台に上り、9時58分に絶命した。

遺体は、監獄医が検診した後、監獄墓地へ埋葬された。

#### 記事 54

明治44年1月24日執行 朝日新聞明治44年1月25日5面

大逆事件。被執行者12名。

執行前々日に司法大臣より執行が命令された。

典獄、監獄医、教誨師その他の立会人が整列し、嚴重に周囲を警戒し、準備が完全に整った後、執行当日午前5時に、まず幸徳傳次郎（秋水）に対して執行を申渡すと、同人は

肅然としてその旨を了解し、少しも悪びれた様子もなく導かれるままに監獄内に新設された絞首台に上った。合図とともに同人の身体はパタリと空中に懸って、縛られたままわずかに手足が動いたものの、しばらくして静止し、死亡した。

同人の遺体を撮り下ろして順次他の被執行者を執行したが、1人につき1時間程度を要したため、夜になってようやく全員の執行を終えた。

#### 記事 55

明治44年4月12日執行 朝日新聞明治44年4月14日5面

農業、24歳。

典獄が被執行者に対して、「何か遺言はなきや」と尋ねると、被執行者は、「度々親兄弟にも面會し今は思ひ置く事無けれども天罰の恐ろしさはつくづくと身に感じたり何卒私に代りて主人夫婦の墓詣りを願ひたし」と涙を流して述べた。典獄ら立会人も被執行者の悔悟の心情を憐れみつつ、被執行者を午前9時25分に絞首台に上らせた。午前9時30分執行、午前9時45分執行終了。

#### 記事 56

明治44年7月13日執行 讀賣新聞明治44年7月14日3面

20歳。

未丁年者（未成年者）が執行されたのは、法律制定以来初めてであった。

被執行者は、執行の際に至って、「一目母に會ひたし」としきりに「お母さん」と呼び叫んで泣いた。被執行者は、午前8時11分に絞首台に上り、8時24分に絶命した。

#### 記事 57

明治44年12月13日執行 讀賣新聞明治44年12月14日3面

年齢記載なし。

被執行者は、検事、書記監、典獄、教誨師、監獄医が立会の上、執行され、12分間で絶命した。

#### 記事 58

明治45年3月4日執行 讀賣新聞明治45年3月4日3面

30歳、53歳、26歳（後2者は親子）。34歳。32歳。32歳。

4つの事件の6名の被執行者を午前午後にわたって執行した。いずれの被執行者も、執行後、10分乃至15分くらいで死亡した。

#### 記事 59

明治45年3月6日執行 読賣新聞明治45年3月7日3面

年齢記載なし。

被執行者は、検事、書記、典獄、教誨師らが立会の上、午前9時40分に絞首台に上り、9時55分に絶命した。

#### 記事 60

大正2年2月6日執行 読賣新聞大正2年2月7日3面

3名の被執行者。年齢記載なし。

いずれの被執行者も、裁判所の係官、典獄、教誨師が立会の上、午前9時より11時前  
の間に秘密に執行された（諒闇中であった）。

#### 記事 61

大正2年8月19日執行 読賣新聞大正2年8月20日3面

年齢記載なし。

被執行者は、午前9時に執行された。

#### 記事 62

大正2年12月13日執行 読賣新聞大正2年12月14日3面

29歳。

被執行者は、検事、書記、典獄が立会の上、午前9時20分に執行された。

#### 記事 63

大正4年6月18日執行 読賣新聞大正4年6月19日5面

年齢記載なし。

被執行者は、午前9時に執行された。

#### 記事 64

大正4年9月6日執行 読賣新聞大正4年9月7日5面

28歳。31歳。29歳。

いずれも別個の事件。

被執行者は、検事立会の上、いずれも午前9時に執行された。

#### 記事 65

大正5年8月12日執行 讀賣新聞大正5年8月13日5面

38歳。

被執行者は、絞首台に上る直前、教誨師から諭された。その上で、被執行者は、司獄官に対して、「大罪を犯した自分は今甘んじて死に就きます、死後は學術研究の資料になるかも知れませんが解剖に附して下さい、尚ほ死体は郷里の叔母にお渡し願ひます」と死後のことを細々と依頼した。被執行者は、検事、書記、司獄官立会の上、午前8時30分に執行され、15分間で絶命した。

#### 記事 66

大正5年9月22日執行 讀賣新聞大正5年9月23日5面

44歳。

被執行者は、検事立会の上、午前9時に執行された。

#### 記事 67

大正6年3月29日執行 讀賣新聞大正6年3月30日5面

31歳。

被執行者は、検事、書記及び典獄立会の上、午前10時に執行され、15分間で絶命した。

#### 記事 68

大正6年7月2日執行 讀賣新聞大正6年7月3日5面

32歳。24歳。別個の事件。

被執行者は、検事、書記及び司獄官立会の上、いずれも午前10時に執行された。

#### 記事 69

大正6年12月8日執行 讀賣新聞大正6年12月13日5面

22歳。

執行の10分前、被執行者は、弁護士及び家族宛てに「私は今冤罪によりて刑に處されんとします然し神は必ず我心の公明なる事を知り給ふ事と信じます此の期に及んで何も言ひ遺す事はありません私の靈魂なき死骸は何の宗教に依りて葬るとも差支ありません今や私は神の大なる恩恵に依りて天國に赴かんとする所です御嘆きなさらぬ様に願ひます」と遺書を認めた。午前10時58分に執行。

遺体は、同年12月11日夜に火葬された。

#### 記事 70

大正 10 年 3 月 4 日執行 読賣新聞大正 10 年 3 月 5 日 5 面

39 歳。

被執行者は、辞世の句を 1 首遺した後、午前 9 時 30 分に執行され、14 分間で絶命した。

#### 記事 71

大正 10 年 4 月 2 日執行 読賣新聞大正 10 年 4 月 4 日 5 面、同年 4 月 5 日 5 面  
年齢記載なし。

(司法大臣により 3 日以内に執行することを求める指令がなされたとの記事が読賣新聞 1921 年 3 月 31 日 5 面に掲載。執行の予定を知らない被執行者が知己及び親戚と面会して喜んだとの記事並びに被執行者の妻が新聞を隠されていて執行予定を知らされていないと同女の父が語ったとの記事が同 1921 年 4 月 1 日 5 面に掲載されている。)

被執行者は、午前 7 時に普段と同じ朝食を摂った。刑場そばの阿彌陀堂において(所長ら職員から)執行の申渡しをするのが通例であるところ、被執行者は、午前 9 時 20 分に教誨師から、「愈々今日を以て御別れとならねばならん」と執行を伝えられると、「色々御世話になりました世間を騒がせて申譯ありません!私の顔色が變りましたか」とすぐに平静の状態に戻った。被執行者は、午前 10 時に阿彌陀堂の脇で典獄から執行を申渡されると、「大罪を犯したことは誠に申譯ありません死體が醫學の研究に資する處があるなら解剖して戴きたい」と述べて、「私儀死刑執行の上は御手数乍ら死體を解剖し學理上の資料にも下されば幸甚の至りに存じ候茲に願申上候也 大正 10 年 4 月 2 日 [被執行者氏名] 典獄野口謹造殿」と死体解剖願を楷書で少しの震えもなく書き上げた。その後、被執行者は、阿彌陀堂に供えられていた飴菓子 1 個を食べ、お茶 2 杯を飲んだ後、検事、典獄及び教誨師立会の上、弁護人から差し入れられた銘仙飛白の袴と絹の襦袢を着て、午前 10 時に執行され、14 分間で絶命した。

遺体は解剖された後、親族に引き渡された。

#### 記事 72

大正 12 年 12 月 19 日執行 読賣新聞大正 12 年 12 月 20 日 5 面

年齢記載なし。

被執行者は、午前 10 時に執行された。

#### 記事 73

大正 13 年 11 月 15 日執行 読賣新聞大正 13 年 11 月 15 日 2 面、同年 11 月 16 日 2 面

26 歳。

執行前々日の午前中、死刑判決が言渡されると、午後には法務大臣から死刑執行命令書が検事総長に交付された。これを受けて、検事総長から刑務所長へ執行が通達された。刑務所長は教務主任をはじめとする看守に執行を通達し、棺及び白布が用意された。同日夜になって、被執行者は、熟睡していたが、突如跳ね起きて、社会を罵倒し、怒号し、器物を手当たり次第に投げ散らした。当番の看守の手に負えなくなって、応援が求められた。看守らが言葉をやかに慰撫するも、なかなか肯かず、嚴重な警戒のまま夜を明かすこととなった。

執行前日、被執行者は、朝食を執らず、教務主任を含めて独房を通りかかるものを見かけては口汚く罵り、執行を申渡すことはできなかった。被執行者は、昼食もろくに摂らなかったが、夕食に1円する弁当が友人から差し入れられると「有難う」と言いながら別人のような様子で完食した。被執行者は、蘇る追想に目を閉じていた。午後8時の就寝時刻を迎えても、被執行者は、床に入らなかった。

執行当日、被執行者は、午前6時に起こされた。被執行者が寒さを訴えたので、袷1枚を重ね着した。被執行者は落ち着かぬ挙動を示していたが、午前6時20分に面会人に会うために所長室へ向かった。所長室に弁護人がいたため、被執行者は、「何故こんなに早く面会に来たのです」と不審がったところ、弁護人は朝鮮に旅行に行って帰りに下関に泊まった際に被執行者の父を訪ねるかもしれないと虚言を弄して被執行者の父宛ての言伝がないか尋ねた。被執行者は、「さうですか、老境の父にお體を大切にと言お傳へ下さい、それと私が丈夫であることだけを傳へて下さい」と述べた（記事の別の箇所では、この際、執行を察知して、小さく震えていたと記載されている）。午前6時40分、被執行者は、独房に帰った。午前8時、執行が申渡されると、被執行者は、衣服もそのままに独房から引き出された。午前8時6分、被執行者が礼拝堂に着くと、書記、刑務所長、教務主任、教誨師、医師、看守4名立会の上、検事が執行文を読み上げ、教務主任が「彌陀に救はれよ」と諭した。刑務所長が遺書・遺言の有無を尋ね、毛筆2本及び半紙1帖が差し出されると、被執行者は、「一筆書かして下さい」と述べて、顔面蒼白となって唇を固く結び、無言で、父、兄及び友人に宛てて計4通の遺書を認めた。その内容は、「まことに相済まぬことをした、死に臨んで思ひ残すこと更になし、皆様の御壮健を祈る」旨であった。この間、教務主任らの読経が響いていた。午前8時40分、被執行者の眼鏡が外されて目隠しがされた。被執行者は、午前9時3分に執行され、13分間で絶命した。

#### 記事 74

大正14年10月9日執行 讀賣新聞大正14年10月11日3面

57歳。女性。

被執行者は、検事立会の上、執行され、15分間で絶命した。遺体の形相は二目と見られぬ凄さであった。

#### 記事 75

大正14年10月(日不詳) 讀賣新聞昭和2年9月28日7面

大正14年10月に執行された被執行者の執行直後の写真が頒布されている。

写真は、被執行者が白布で覆われた棺の中に横臥した悲壮を極めたものだった。

#### 記事 76

大正14年12月26日執行 讀賣新聞大正14年12月27日3面

39歳。

被執行者は、午前8時に執行された。

#### 記事 77

大正15年3月20日執行 讀賣新聞大正15年3月21日3面

年齢記載なし。

被執行者は、午前9時に執行され、11分間で絶命した。

#### 記事 78

大正15年12月6日執行 讀賣新聞大正15年12月7日7面

40歳。

被執行者は、かねて覚悟していた様子で、少しも動ぜず、従容として午前9時に執行された。

#### 記事 79

昭和2年6月29日執行 讀賣新聞昭和2年6月30日7面

26歳。

被執行者は、「これほど悔悟した死刑囚はない」と刑務所の教務主任から言われていた。

被執行者は、辞世の歌1首を遺し、従容として絞首台に上り、午前10時に執行された。

#### 記事 80

昭和6年1月22日執行 讀賣新聞昭和6年1月23日7面

33歳。

被執行者は、午前9時に執行され、約7分で絶命した。

#### 記事 81

昭和7年10月10日執行 読賣新聞昭和7年10月11日夕刊2面  
年齢記載なし。

被執行者は、検事、書記、刑務所長及び教誨師立会の上、午前9時に執行された。

#### 記事 82

昭和7年12月19日執行 読賣新聞昭和7年12月20日夕刊2面  
25歳? [文字不鮮明]

被執行者は、軍法会議により死刑が宣告された後、陸軍刑務所から執行場所に近い刑務所に移送された。

執行当日、被執行者は、執行場所である郊外の射撃場に移送され、刑務所長及び師団法務部長立会の上、午前7時40分に銃殺により執行された。

#### 記事 83

昭和8年3月7日執行 読賣新聞昭和8年3月8日夕刊2面  
40歳、47歳。

47歳の被執行者は、実妹が差し入れた経 [文字不鮮明で別の字である可能性あり] 帷子を着た。被執行者は、いずれも、午前11時に執行され、40歳の被執行者は17分間で、47歳の被執行者は14分間で絶命した。

#### 記事 84

昭和8年3月13日執行 読賣新聞昭和8年3月14日夕刊2面  
45歳、31歳。

被執行者は、いずれも、午前11時30分に執行された。

#### 記事 85

昭和8年9月27日執行 読賣新聞昭和8年9月28日夕刊2面  
52歳。

被執行者は、午前9時に執行された。

#### 記事 86

昭和9年7月31日執行 読賣新聞昭和9年8月1日夕刊2面  
28歳。

被執行者は、午前8時30分に執行された。

#### 記事 87

昭和9年10月13日執行 読賣新聞昭和9年10月14日夕刊2面

29歳。

被執行者は、午前8時に執行された。

#### 記事 88

昭和11年7月3日執行 読賣新聞昭和11年7月4日夕刊2面

相澤事件。年齢記載なし。

被執行者が執行前々日・前日に妻及び4人の子どもと面会して遺言を伝えるとともに、陸軍士官学校の同期生の3中佐及び先輩である石原莞爾大佐と面会したが、心の師としていた住職は入院中で面会できなかった。

#### 記事 89

昭和12年10月26日執行 読賣新聞昭和12年10月27日第二夕刊2面

29歳。

被執行者は、午前9時に執行され、15分間で絶命した。

#### 記事 90

昭和15年2月27日執行 読賣新聞昭和15年2月28日夕刊2面

48歳。

被執行者は、午前10時に執行された。

#### 記事 91

昭和30年11月22日執行 読賣新聞昭和30年11月23日7面

28歳。

被執行者は、執行11日前に東京拘置所から逃走したが、再度東京拘置所に収容された。被執行者は、執行前日に宮城刑務所へ移送された。

執行当日、被執行者は、刑務所心尽くしの御馳走を全て食べた。被執行者は遺書を遺さず、刑務所長及び教誨師教育部長(ママ)に付き添われた際、2人に対して代わる代わる「脱走して世間を騒がせ申訳なかった」と何度も語り、観念して落ち着いた態度で絞首台に上り、正午少し前に執行された。